

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 27 年度実施政策）

	ページ
政策 1 適正な行政管理の実施	1
政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善	5
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	12
政策 4 地域振興（地域力創造）	18
政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化	24
政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築	27
政策 7 選挙制度等の適切な運用	29
政策 8 電子政府・電子自治体の推進	32
政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	40
政策 10 情報通信技術高度利活用の推進	47
政策 11 放送分野における利用環境の整備	63
政策 12 情報通信技術利用環境の整備	66
政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施	77
政策 14 I C T 分野における国際戦略の推進	83
政策 15 郵政民営化の確実な推進	87
政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	92
政策 17 恩給行政の推進	94
政策 18 公的統計の体系的な整備・提供	95
政策 19 消防防災体制の充実強化	102

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施					担当部局課室名	行政管理局（企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室）	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 阪本 克彦 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 行政管理局管理官 大槻 大輔
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
						26年度	27年度		
	1	各行政機関が所管する情報システム数 ＜アウトプット指標＞	1,450	24年度	542	30年度	1,149	1,045	・「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数(24年度:約1,500)を半数近くまで削減することとされている。 ・目標値としていた情報システム数「871」については、IT国家創造宣言に基づき策定している「政府情報システム改革ロードマップ(平成25年12月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」の中で、各府省の個々の情報システムについて、統廃合、政府共通プラットフォームへ移行等による見込みの削減数を取りまとめた結果の数値。平成27年3月4日付で、「政府情報システム改革ロードマップ」が改定され、見込み削減数が見直されたこと、また、政府共通プラットフォームへ移行するシステムについては、情報システムとして統合・集約されていることから、IT国家創造宣言上のシステム削減数に含まれていることを踏まえ、目標値を「542」と修正。 また、上記と同様の理由から、年度毎の目標値についても修正。 ・これらの取組により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。 ※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施
							1,238(25年度) ※26年度実績値は28年3月に 取りまとめ予定	—	
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	②	業務改革取組方針の改定 ＜アウトプット指標＞	各府省における業務改革の推進方策の検討	25年度	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上	27年度	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。 業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。	—	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進することとされている。また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)においては、各府省は、不断に業務改革に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。
							「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月総務大臣決定)を策定し、各府省の様々な業務改革を推進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。これらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。		

		3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2%	24年度	70%以上	33年度	平成25年度値以上	平成26年度値以上	「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。
								44.1%(25年度) ※26年度実績値は27年12月に取りまとめ予定	—	
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること		④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度	新しい独立行政法人制度の円滑な運営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。 平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 —	新しい独立行政法人制度が平成27年4月から施行されたが、平成26年度は今回の独立行政法人改革を実現するに当たっての新制度への移行準備を行い、平成27年度は新制度の下で各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること		5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を発出し周知した。 53.0%(平成24、25年度)	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 —	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標値を設定)。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。
		⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審査制度の適切な施行	28年度	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立(平成26年6月13日公布) 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 —	改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。
		7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% 〔 国:32.0% 地方:15.7% 〕	21年度	平成21年度値以上	27年度	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成26年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 ※施行状況調査を平成27年度以降実施予定 参考:平成23年度実績 22.1% 〔 国 43.6% 地方 5.6% 〕	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 —	審査請求について、個別の事案に応じた事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標を設定)。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること		8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.2%	24年度	平成24年度値以上（100%を目指す）	27年度	※26年度実績値については27年12月末までに取りまとめ予定。 ＜参考：25年度実績（行政機関99.9%、独立行政法人等99.5%）＞	平成24年度値以上（100%を目指す）	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。
		⑨	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：475件 独立行政法人等：622件	24年度	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	27年度	※26年度実績値については27年12月末までに取りまとめ予定。 ＜参考：25年度実績（行政機関：385件、独立行政法人等：582件）＞	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	
達成手段 （開始年度）		予算額（執行額）（※2）			関連する 指標（※3）	達成手段の概要等				平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度						
(1)	行政管理実施事業（昭和21年度）	260百万円 （201百万円）	217百万円	214百万円	1～9	○国の行政の業務改革に関する取組方針に基づく取組を推進し、行政運営の効率化及び行政サービスを向上。 ○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。 ○行政運営の基本的、共通的なルール（行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等）について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。 ○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン利用に関する計画に基づく取組を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。 【成果指標（アウトカム）】 ①国の行政機関における標準処理期間を定めているものの割合：41.2%（平成27年度） ②国の行政機関及び地方公共団体における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合：23.9%（平成27年度） ③申請・届出等手続におけるオンライン利用率：70%（平成27年度） ④国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合：100%（平成27年度） ⑤国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く）：987件（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 電子政府推進員による広報・普及啓発活動				0001

(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	—	—	—	4	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	—	—	—	5	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	—	—	—	6,7	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—	9	行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—	9	独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	—	—	—	8	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	—	—	—	8	国民主権の理念にのっとり、法文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		286百万円 (221百万円)	217百万円	214百万円	政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
						第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-②)

政策 ^(※1) 名	政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善					担当部局課室名	行政評価局総務課 他3課	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。							政策評価実施予定時期	平成29年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績(値)			
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	全国規模の調査に基づく勧告等に対する ①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ②改善措置によって実効が上がったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ＜アウトカム指標＞	①90.5% ②49.3%	26年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	28年度	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	・本指標は、勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから設定。 ・目標値は、勧告した全事項について改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善又はその効果の発現に長期を要する事項等もあることから、勧告後2回目のフォローアップ時点で、過去3か年の実績(①：23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%、②：24年度69.0%、25年度63.7%、26年度49.3%)の平均値を上回ること为目标として設定した。	
	① 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施 ＜アウトプット指標＞	【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については7月までに勧告予定。	26年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を実施。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	27年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	・本指標は、それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるものであることから設定。 ・目標値は、調査の着手から勧告までの期間を原則として12か月としていることから、同期間内の適期に勧告すること为目标として設定した。	
							—		

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	②	各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞	各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合：31%	26年度	26年度値から10%増	28年度		26年度値から5%増	26年度値から10%増	・本指標は、政策評価制度においては、各府省がその施策について自ら評価をし、その結果を活用して政策の改善・見直しにつなげることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度からの政策評価審議会（下位にWG）等において全体の施策の約1割について評価の在り方に係る改善方針を示すこととしていることから設定。 ※施策の評価結果を受けて、当該施策の事前分析表の①目標、②測定指標又は③達成手段の見直しを行ったもの
		目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞	目標管理型の政策評価について、目標及び測定指標の適切な設定が課題	26年度	目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方等を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：30件	28年度		30件	30件	・本指標は、目標管理型の政策評価が、各府省における自己マネジメント・ツール（内部の自主的な管理）として、政策の見直し・改善に資するためには、目標を適切に設定すること等を通して政策評価の質の向上を図ることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度から政策評価審議会（下位にWG）において個別事例に即して改善方針を示すこととしていることから、直近の平成26年度の政策評価の実施件数（296件）の約1割と想定して設定。
				26年度	規制の事前評価について、審議会等の場を活用して事前評価の定量化等を個別事例に即して検討し、改善方針を示した評価書数：10件	28年度		10件	10件	・本指標は、規制の事前評価については、定量的な費用と便益の関係に係る分析が行われることを通じて評価の質の向上を図ることが重要であることから設定。 ・目標値は、27年度から設置された政策評価審議会（下位にWG）において、個別事例に即して施策の特性等に応じた定量的な分析手法等を各府省に提示することとしていることから、平成26年度に受け付けた規制の事前評価に関する評価書の数（50件。政策評価課の整理による。）の約2割として設定。
			客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの ①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合：27% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合：54%	26年度	①40% ②70%	28年度		①35% ②63%	①40% ②70%	・各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定。 また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	・基準値については、租税特別措置等と公共事業の26年度実績を合算したものを設定。目標値については、それぞれ過去の改善率と同程度の改善が進むものと仮定し、合算したものを設定。
		点検を通じた2分野（租税特別措置等及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞		26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	
				26年度	①40% ②70%	28年度		—	—	

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	③	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9%	25年度	95%以上	28年度	95%以上	95%以上	・行政相談制度は、国の行政に関する苦情等を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。 このため、あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あっせん解決率を主たる測定指標として設定。 ・この測定指標については、前年度実績及び近年の動向を踏まえて目標値を設定。	
					93.3%	—	—			
		中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	・行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げ、行政相談委員から積極的に意見を出してもらい、これら相談案件などを必要に応じて行政苦情推進会議に付議してあっせん解決していくことは、制度の機能発揮の上で欠かせない。これらの活動を実測するものとして、①中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数、②行政相談の総処理件数及び③行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数を、従たる測定指標として設定。 ・これら測定指標については、前年度実績及び近年の動向を踏まえて目標値を設定。 (注) 行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるができるというもの。	
		行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件	25年度	17万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上		17万件以上
							170,380件	—		—
		行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件	25年度	280件以上	28年度	270件以上	280件以上		280件以上
							279件	—		—

年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	4	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。）） （測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末） ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）			申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
						転送からあっせんまで100.9日 （平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了）				

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連 する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	219百万円 (157百万円)	145百万円	145百万円	1～3	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から行う行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ①全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率:91.5%(平成28年度) ②全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置によって実効が上がった事項の割合:60.7%(平成28年度) ③各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策の割合:26年度値から10%増(平成28年度) ④苦情あっせん解決率:95%(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①前年度から実施中の調査について、当該年度末までの適期に勧告等を行ったテーマ数:10本(平成27年度) ②目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して目標設定の在り方等を個別事例に即して検討し、改善方策を示した評価書数:30件(平成27年度) ③行政相談の総処理件数:170,380件(平成27年度)	0002	
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	644百万円 (593百万円)	757百万円	756百万円	1～3		0003	
政策の予算額・執行額		863百万円 (749百万円)	901百万円	902百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCA の実行
						平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ2 公的部門の改革

注) 26年度事前分析表において指標としていたが、27年度事前分析表において削除した指標及びその理由は、別紙2のとおり。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

<25年度から継続実施>

○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（H25.12～）

本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年7月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

※ 以下8本の調査について、勧告実施済み。

- ・ 外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（H25.8～）：平成26年7月18日勧告
- ・ 生活保護に関する実態調査（H25.8～）：平成26年8月1日勧告
- ・ 規制の簡素合理化に関する調査（H25.8～）：平成26年10月14日勧告
- ・ 医師等の確保対策に関する行政評価・監視（H25.12～）：平成27年1月27日勧告
- ・ 気象予測の精度向上等の取組に関する行政評価・監視（H25.8～）：平成27年2月27日勧告
- ・ 温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視（H25.12～）：平成27年3月27日勧告
- ・ PFIの推進に関する行政評価・監視（H25.9～）：平成27年4月21日勧告
- ・ 自転車交通安全対策に関する行政評価・監視（H25.12～）：平成27年4月24日勧告

<26年度から継続実施>

○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査（H26.8～）

本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視（H26.8～）

本行政評価・監視は、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施しているものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視（H26.8～）

本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として—（H26.8～）

本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査（H26.12～）

本実態調査は、世界文化遺産の保存・管理の状況、世界文化遺産の活用の状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保存・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査（H26.12～）

本実態調査は、再生可能エネルギーに係る発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、費用負担調整業務の実施状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査（H26.12～）

本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視（H26.12～）

本行政評価・監視は、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者等の受入対策の実施状況等を調査し、災害時における国の業務継続性の確保や帰宅困難者の発生による混乱等の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視（H26.12～）

本行政評価・監視は、一般廃棄物処理の現状・動向、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況を調査し、一般廃棄物処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

※ 以下1本の調査について、勧告実施済み。

- ・ 国の債権管理に関する行政評価・監視（H26.5～）：平成27年6月5日勧告

<27年度新規着手>

○地域活性化に関する行政評価・監視（H27.4～）

本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○イノベーション政策の推進に関する実態調査（H27.4～）

本実態調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視（H27.4～）

本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○アスベスト対策に関する行政評価・監視（H27.4～）

本行政評価・監視は、アスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散、ばく露防止体制の整備状況及びアスベスト使用建築物等の実態把握の状況を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として—（H27.8（予定）～）

本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○発達障害者支援に関する行政評価・監視（H27.8（予定）～）

本行政評価・監視は、発達障害の早期発見・早期支援のための取組の実施状況、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況、発達障害に関する広報・啓発の実施状況等について調査し、発達障害者への支援促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○グローバル人材育成の推進に関する政策評価（H27.12（予定）～）

本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成28年11月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○がん対策に関する行政評価・監視（H27.12（予定）～）

本行政評価・監視は、がんの予防・早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化のための取組の実施状況、がん患者・経験者に対する就労支援、治療と職業生活の両立支援の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○土砂災害対策に関する行政評価・監視（H27.12（予定）～）

本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○森林の管理・整備に関する行政評価・監視（H27.12（予定）～）

本行政評価・監視は、森林の多面的機能の現状把握、民有林における森林管理・整備の推進状況、木材利用促進の取組状況等を調査し、国土の保全、水源のかん養を始めとする森林の多面的機能の持続的な発揮に資するための実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

○公文書等管理に関する行政評価・監視（H27.12（予定）～）

本行政評価・監視は、行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人における法人文書の管理状況、国立公文書館等への移管の状況等について調査し、適切な公文書管理の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

(総務省 27-②)

(別紙 2) 27 年度事前分析表において削除した指標及びその理由

指標番号 (26 年度事前分析表)	指 標	削 除 理 由
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における新規テーマ数	施策目標に対する測定指標及び目標値の寄与度を考慮し、これらの見直し・重点化を図ったことから削除
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における勧告実績	アウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」に対するアウトプット指標として新たに位置付けたために削除
1	「行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況」における地域計画調査実績	アウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」の目標値は、全国計画調査に基づく勧告等をベースにしているため削除
2	行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	左記指標の目標値をアウトカム指標として掲げている「行政評価局調査に係る勧告等の実効性の確保」の目標値の一つとして設定したことから削除
3	目標管理型の政策評価の質の向上	左記の指標に関して前年度に設定した目標についてはおおむね達成されたため削除
4	点検等を通じた3分野（租税特別措置等、規制及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組	規制の事前評価については、別途アウトプット指標として「事前評価の質の向上に向けた検討」を設定したことため、左記の指標を2分野の点検についての指標に変更
5	評価書におけるデータ等の記載率	データの記載率を単体で取り上げるのではなく、「質の向上に向けた検討」及び「点検」を通じて評価書の質を向上させていくことが適当であることから削除
6	政策評価情報の分かりやすい提供（政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上）	アウトカム指標として掲げている「各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合」に対するアウトプット指標ではないため削除
9	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	アウトプット指標として掲げている「行政相談の総処理件数」に包含されるため削除

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
							26年度	27年度	
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	①	地方自治制度の見直し、普及 ＜アウトプット指標＞	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。	25年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。	27年度	改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 □平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成26年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。	—	個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成26年度) ⇒総会：2回、専門小委員会：13回
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。	27年度	取組状況を把握し必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 □平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	—	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにするため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3	地方公共団体における行政改革の取組状況 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。	27年度	取組状況を把握し、必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 □平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。	—	各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査(平成26年3月25日公表)

	4	地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 □平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体にに対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 □「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 □平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。	—	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。 【参考(平成24～26年度実績)】 ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (平成26年度) 274万3,654人(対前年比▲8,830人) (平成25年度) 275万2,484人(対前年比▲1万6,429人) (平成24年度) 276万8,913人(対前年比▲2万0,076人) ○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 (平成26年度) 98.9 (平成25年度) 106.9(参考値(注1) 98.8) (平成24年度) 107.0(参考値(注1) 98.9)
	5	ラスパイレス指数の状況 ＜アウトプット指標＞ ※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。	25年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。	27年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 □平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 □以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体にに対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 □給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	—	○給与と制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (平成26年度) 51団体(全団体の2.9%) (平成25年度) 69団体(全団体の3.9%) (平成24年度) 85団体(全団体の4.8%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (平成26年度) 357団体(全団体の20.0%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) (平成24年度) 635団体(全団体の35.5%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 (注1)「参考値」は、国家公務員の限定的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること

⑥	給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 □地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 □平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	—
7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。	25年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。	27年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 □各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)	—
8	給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞	実施率98.7% (1,765／1,789団体) (平成25年4月30日現在)	25年度	実施率100%	27年度	実施率100% 実施率99.4% (1,778／1,789団体) (平成26年4月30日現在)	—

	9	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体) ＜アウトプット指標＞	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	25年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。	—	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】任期付採用の実施団体 (平成26年度実績)441団体(平成26年4月1日現在) (平成25年度実績)387団体(平成25年4月1日現在) (平成24年度実績)318団体(平成24年4月1日現在)
	⑩	人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。	25年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。	—	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの(施行は公布後2年以内で政令の定める日)。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。 【参考】国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体数 (平成27年1月1日現在) 都道府県 40 / 47団体 (実施率: 85.1%) 指定都市 20 / 20団体 (実施率: 100.0%) 市区町村 667 / 1,721団体 (実施率: 38.8%) 合 計 727 / 1,788団体 (実施率: 40.7%) (平成25年3月31日現在) 都道府県 37 / 47団体 (実施率: 78.7%) 指定都市 19 / 20団体 (実施率: 95.0%) 市区町村 563 / 1,722団体 (実施率: 32.7%) 合 計 619 / 1,789団体 (実施率: 34.6%) (注)一部の階層や職種等で実施している場合を含む。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	111百万円 (82百万円)	98百万円	94百万円	1～10	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについてとりまとめるための地方行政検討会議の開催等をする。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会	0004
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	246百万円 (246百万円)	211百万円	246百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、(1)記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、(2)その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。 【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数: 7団体(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数: 7団体(平成27年度)	0005
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	3,539百万円 (3,475百万円)	2,726百万円	2,446百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地方公共団体及び特定被災区域の団体は20年、それ以外の団体は15年とすることができる。)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円～3億円を合算した額を補助。 【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトプット)】 補助対象事業の計画数: 142件(平成27年度)	0006
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	18百万円 (8百万円)	15百万円	13百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すことを目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数: 360人(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数: 1回(平成27年度)	0007
(5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	3百万円 (0百万円)	—	2百万円	—	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数: 8件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会の開催回数	0008
(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	—	129百万円	199百万円	1	新たな広域連携のモデルとなる取組を行う地方公共団体に対して、地方中枢拠点都市を中心とした圏域等における連携体制や事業の構築等について委託調査事業を実施し、当該事業を踏まえ、先行的なモデルを構築する。 【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数: 28件(平成27年度)	0009
(7)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1～3	地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。	
(8)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	4～10	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資する。	
(9)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	5,6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。	

政策の予算額・執行額	4,041百万円 (3,885百万円)	3,179百万円	2,999百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	平成26年12月27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略)地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－④）

政策（※1）名	政策4：地域振興（地域力創造）					担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 猿渡 知之
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地域経済の好循環の拡大を図るため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。						政策評価実施 予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 （数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標）		基準（値）		目標（値）		年度ごとの目標（値）		測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績（値）			
						27年度	28年度		
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	①	地域経済循環創造事業交付金の経済効果 ＜アウトカム指標＞	投資効果：2.1倍 地元雇用創出効果：3.6倍	24年度	平成24年度以上	28年度	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。
							—	—	※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したものの、「（補助額＋融資額）/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したものの、「地元雇用件費（融資期間分）/補助額」で算出。
	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数 ＜アウトプット指標＞	14団体	26年度	34団体以上	28年度	29団体以上	34団体以上	分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されと考えられることから、指標として設定。
							—	—	平成26年度は全国14団体でマスタープランを策定。今後の流れは、マスタープランの策定⇒マスタープランの実行⇒エネルギー関連企業等の立ち上げを想定している。
	3	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合 ＜アウトカム指標＞	－0.62％ （平成20～22年度の平均）	22年度	－0.62％以上	32年度	－0.62％以上	－0.62％以上	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されと考えられることから、指標として設定。なお、従来は転入者数のみを評価していたところ、今回から、転出者数も考慮し、社会増減数の割合を評価することとした。
							—	—	目標年度は、過疎法の最終年度である平成32年度としている。
	4	総人口に対する地方圏の人口割合 ＜アウトカム指標＞	49％	22年度	平成22年度並み	27年度	平成22年度並み		地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定（地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。）。。
							—		

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元氣をつくること	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.89% (平成24～26年度の平均)	26年度	0.89%以上	28年度	0.89%以上	0.89%以上	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進すること で、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられること から、指標として設定。 地域おこし協力隊について、平成26年6月に安倍総理から「(平成28年度まで に)隊員数を3,000人にする」よう、総務大臣に指示があったところ。
	⑥	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 ＜アウトプット指標＞	2,369人	26年度	4,000人以上	28年度	4,000人以上	—	※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例:小学校の児童を対象とした 宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等) ※地域おこし協力隊の活動例:地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、 地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水 産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施 ※集落支援員の活動例:集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検 (「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」など の項目について、市町村職員や住民と共に点検)を実施するとともに、集 落の自主的活動への支援等を行う。
	7	中心市街地活性化ソフト事業 の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件 (平成24～26年度の 平均)	26年度	850件以上	28年度	848件以上	850件以上	【参考】 (平成25年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 57,078人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,719人 (平成24年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,311人 (平成23年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 60,997人 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 1,010人 ※平成25年6月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者366名のうち、 約6割(218人)が定住もしくは地域協力活動に従事している(平成25年度 地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。
多文化共生を推進し、地域のグロー バル化を図ること	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招 致人数4,476人 (平成26年7月1日 現在)	26年度	前年を超えるJETプ ログラム招致人数の 確保	28年度	前年を超えるJETプログラム招 致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招 致人数の確保	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充 実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文 化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、 指標として設定。
	9	「地域における多文化共生推 進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口 の2%以上を占める 全市における多文 化共生に関する計 画・指針の策定割合 82% (平成26年4月1日 現在)	26年度	外国人住民が人口 の2%以上を占める 全市における多文 化共生に関する計 画・指針の策定割合 85%以上	28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共 生に関する計画・指針の策定割合 85%以上	—	※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学 省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団 体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学 校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることによ り、地域の住民と様々な形で交流を深めている。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	197百万円 (103百万円)	113百万円	81百万円	5～9	有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取り組みを全国に紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。 【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人材塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数	0010
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	2,263百万円 (1,983百万円)	4,352百万円	4,624百万円	1	地域の資源と地域の資金(地域金融機関の融資)を結びつけて、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築を行う都道府県・市町村を支援するため、地域経済循環創造事業交付金による初期投資の支援等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.2倍(平成27年度)	0011
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	2,085百万円 (2,069百万円)	2,280百万円	724百万円	3	過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援等)、調査委託事業(今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業) 【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合: -0.62%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度: 100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率: 80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数: 3,000人/件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち、過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数: 8件(平成27年度) 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち、過疎地域集落再編整備事業の交付件数: 8件(平成27年度) 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち、過疎地域遊休施設再整備事業の交付件数: 3件(平成27年度) 過疎地域等自立活性化推進交付金のうち、過疎地域等集落ネットワーク図形成支援事業の交付件数: 40件(平成27年度)	0012
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	158百万円 (117百万円)	17百万円	7百万円	4	各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合: 22年度並(49%)(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数	0013
(5)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)	231百万円 (230百万円)	18百万円	—	—	「域学連携」の取組を長期的に継続するため、地域において「域学連携」に取り組み、必要な人員の派遣やコンサルティング、実際の活動のサポート等を担う組織づくりを行う地域を支援するためのプログラムの構築及び具体の事例による実証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数: 30事例(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数: 10事例(平成26年度)	0014
(6)	「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)	8百万円 (3百万円)	654百万円	480百万円	2	分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを含む、自治体が核となった「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定支援等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラ整備団体数: 100箇所(平成35年度) 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの策定: 20団体(平成27年度)	0015

(7)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)	—	60百万円	30百万円	5	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。また、これらの先進事例を紹介する子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:57,000人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:9箇所(平成27年度)	0016
(8)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)	—	18百万円	11百万円	—	過疎地域等の専門家やコミュニティビジネスの専門家等からなる有識者研究会を設置し、地域運営組織が抱えている資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方などの課題について検証するとともに、地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための方策について調査研究を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:35(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度)	0017
(9)	公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年度)	—	21百万円	—	—	自治会などの地域コミュニティやNPO、まちづくり会社等が主体的に関わり、市町村と連携し、効率的な店舗運営を実現している民間企業のノウハウを活用しながら、商機能を中心とする生活機能を集約した「よろずや」づくりを行うといった事業等をモデル事業として募集する。 モデル事例や先進事例を調査研究することを通じて、小さなまちの「まちなか」で、公民が連携して、商機能を中心とした住民の暮らしを支える生活機能の維持を行い、地域の人々が集まる「まちなか」の再生を行うことにより、地域を活性化する方法を検証する事業を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した実証事例数:5(平成26年度) 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した先進事例数:5(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5事業(平成26年度) 調査研究の対象とした先進事例数:5事業(平成26年度)	0018
(10)	地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費(平成26年度)	—	15百万円	—	—	小規模なコミュニティ組織が展開する生活支援サービスについて分析を行うとともに、地域の課題に先進的に取り組む団体を選定・調査し、研究会で報告・分析を行い、今後の普及啓発のための報告書をとりとめる。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:5(平成26年度)	0019
(11)	地域の担い手創造に要する経費(平成26年度)	—	13百万円	—	—	地域の担い手の確保やスキルアップを図るため、地域の担い手育成の先進地において地域の担い手育成のノウハウを、地域内外の受講生を対象とした合宿形式も取り入れた研修により継続的に全国に伝える取組について、地方公共団体等から提案を受け、他の地域でも応用可能な取組や、先進的な取組等をモデル事業として採択し、その取組を実施していく上での課題・解決策の抽出、検証等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:3箇所(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:3箇所(平成26年度)	0020
(12)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)	—	100百万円	25百万円	—	市町村域を越えた圏域において、地元企業、大学、金融機関、NPOなど産学官民等の幅広い関係者が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、産業振興や雇用確保に資する拠点等を構築することにより、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業を実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 委託調査事業を実施する圏域数:3圏域(平成27年度)	0021

(13)	地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)	—	88百万円	169百万円	—	地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等により、移住・交流の機運を醸成する。 【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあっせん件数:11,000件(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:5,000人(平成27年度)	0022
(14)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)	—	90百万円	85百万円	6	地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:4,000人(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:6事例(平成27年度) 全国サミット参加者数:700人(平成27年度)	0023
(15)	公共クラウド構築事業(平成25年度)	—	210百万円	150百万円	—	地方公共団体の保有する公共データについても、オープン化を進めることにより地域経済の発展を図るため、地方公共団体のオープンデータの取組及びオープン化されるデータの活用を促進するため、データレイアウトの整理やシステム等の整備を行うもの。	0053
(16)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)	—	—	19百万円	—	平成27年度には、先行して開催されるラグビーワールドカップ2019についての施策を実施する。過去のラグビーワールドカップ大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受入体制の在り方、大会がもたらす人口交流の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方などの大会開催を通じた有効な地域活性化の手法のあり方について検証を行う。調査研究で得た知見は、開催都市の職員に向け、大会等の機会を活かして地域の資源や特性を活かした創意工夫のある取組を取り組むための指針となるよう、成果物をまとめる。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各開催都市に提示した先進事例数:10(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度)	新27-0001
(17)	条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業に要する経費(平成27年度)	—	—	10百万円	3	ボランティアチェーン等の民間企業と地域住民が連携しながら住民の暮らしを支える必要最小限の日常生活機能を果たす「よろずや」づくりを行う手法や、それに対する行政の支援の在り方について検討を深めるとともに、「よろずや」で生まれた地域住民の集積を生かしてカフェ・レストランやサロンの運営等を通じた複合拠点化(機能の集積)や地域活性化につなげるために必要な実践的な方策を検討し、その際に生じる課題を分析するため、先進団体の取組を参考に調査・研究を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各地域に提示した先進事例集:30(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:10(平成27年度)	新27-0002
(18)	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。	
(19)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。	

政策の予算額・執行額	5,049百万円 (4,681百万円)	7,841百万円	6,266百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3〔1〕まち・ひと・しごとの創生 (地方創生の深化) (略)生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり(「広域圏域」から「集落生活圏」まで)が重要となる。 3〔2〕地域活性化 地方公共団体が核となつて、地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、雇用や所得の充実とエネルギー価格の変動等にも強い地域への転換を図る。このため、産学金官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出、分散型エネルギーインフラプロジェクトの産業化を旨とした全国展開、自治体インフラの民間開放(中略)等による地域産業の創業・再生や地産地消の資金循環の促進等を進める。(中略) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、集落生活圏における基幹集落への各種機能・サービスの確保・集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等による「小さな拠点」の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
					「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 6(2)(地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) 本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦(地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二、戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進
					まち・ひと・しごと創生基本方針2015	平成27年6月30日	Ⅱ. 3. ③新たな「圏域」づくり 「広域圏域」という観点からは、連携中核都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進する(中略)。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。 Ⅲ. 1. (1)⑤地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組 ◎地域の総力を挙げた取組 ・生産性の高い新事業を立ち上げる「ローカル10,000 プロジェクト」、バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、地方公共団体が保有する公共施設や情報システムを活用して地域産業の生産性向上を支援する「自治体インフラの民間開放」などの地域経済好循環拡大の取組について、地方公共団体と産官学金労言との連携を含めて体制を整備し、地域の総力を挙げて取り組む。 Ⅲ. 2. (1)地方移住の支援 ◎地方居住の気運の醸成 ・「『そうだ、地方で暮らそう!』国民会議」行動宣言に基づき、地方居住推進に向けた国民的な気運を高めるための運動を展開する。また、都市農村交流を推進する。更に、「地域おこし協力隊」を拡充する。 Ⅲ. 4. (1)②まちづくりにおける地域連携の推進 (略)定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。 ◎取組成果の再検証(定住自立圏) ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 Ⅲ. 4. (2)⑤中山間地域等における施策の位置付け 中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。 ◎各省施策の連携等による取組の推進 ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく(中略)措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑤）

政策 ^(※1) 名	政策5：地方財源の確保と地方財政の健全化					担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。							分野【政策体系上の 位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。							政策評価実施 予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標 は、主要な測定指標)		基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
							27年度	28年度	29年度	
安定的な財政運営に必要な地方財 源を確保すること	①	一般財源総額 一般財源比率 ＜アウトカム指標＞	平成27年度一般財源総額 (通常収支分)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支分)66.9%	26年度	地方の安定的な財政 運営に必要な 地方税、地方交付税 等の一般財源の総 額を確保する。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地 方交付税等の一般財源の総額を確保する。			地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団 体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な 補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があるこ とから、指標として設定。
	2	地方債依存度 ＜アウトカム指標＞	平成27年度地方債依存度 (通常収支分)11.1%	26年度	経済状況等を踏まえ つつ、歳入総額に占 める地方債の割合 の適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方 債の割合の適正化に努める。			【参考(平成25年度実績)】 平成26年度一般財源総額 (通常収支分) 60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分) 65.7% 平成25年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分) 65.4% 平成24年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率 (通常収支分) 65.3%
	3	借入金残高 ＜アウトカム指標＞	平成27年度末見込み 199兆円	26年度	経済状況等を踏まえ つつ、借入金残高の 適正化に努める。	29年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に 努める。			平成26年度地方債依存度 (通常収支分) 12.7% 平成25年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6% 平成24年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6% 借入金残高 平成26年度末見込み 200兆円 平成25年度末見込み 201兆円 平成24年度末見込み 201兆円
	4	地方財政対策の状況 ＜アウトカム指標＞	平成27年度財源不足額(通常収支 分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	26年度	地方の安定的な財政 運営に必要な 財源を確保するた め、臨時財政対策債 の発行を抑制しつ つ、地方の財源不足 について適切な補填 措置を講ずる。	29年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保 するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつ つ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。			平成26年度財源不足額(通常収支分)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 平成25年度財源不足額(通常収支分)13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 平成24年度財源不足額(通常収支分)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円
	5	東日本大震災による被害 を受けた地方公共団 体に対する財政措置 ＜アウトプット指標＞	震災復興特別交付税 平成27年度(当初) 5,898億円	26年度	被災地の復興に真 に必要な事業の実 施に支障が生じない よう適切に対応す る。	29年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が 生じないよう適切に対応する。			※臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額 の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債：地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に 引き上げるために発行される地方債。
							—	—	—	震災復興特別交付税 平成26年度(当初＋補正) 5,750億円 平成25年度(当初＋補正) 6,627億円 平成24年度(当初＋補正) 6,704億円

地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0% ○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計) ○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計) ○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)	26年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	29年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.7% 市町村 9.2% ・将来負担比率 都道府県 210.5% 市町村 60.0% ○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2% ○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7% ○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計) ○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体(32公営企業会計) ○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体(38公営企業会計) ○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計) ○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体(6公営企業会計) ○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(10公営企業会計) ○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計) ○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計) ○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(2公営企業会計)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費(昭和23年度)	77百万円 (49百万円)	56百万円	49百万円	1～6	・地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 ・地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意、各種情報提供等 ・地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析、地方公営企業制度の企画・立案に係る検討会の開催	0024	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,884,315百万円 (17,720,976百万円)	17,698,900百万円	18,038,497百万円	1,4,5	【活動指標(アウトプット)】 ・地方財政計画 ・地方交付税法等の一部を改正する法律案	—	
(3)	地方交付税法(昭和25年)	—	—	—	1～5	内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。		
政策の予算額・執行額		17,884,393百万円 (17,721,024百万円)	17,698,955百万円	18,038,545百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑥）

政策 ^(※1) 名	政策6：分権型社会を担う地方税制度の構築					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 開出 英之	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。							分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。また、公共サービスの対価を広く公平に分から合うという地方税の応益課税を強化する。					政策評価実施 予定時期		平成29年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績(値)				
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度		
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1	国・地方間の税源配分比率 ＜アウトカム指標＞	国・地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。			地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
							国・地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)			
	②	歳入総額に占める地方税の割合 ＜アウトカム指標＞	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。			地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
							地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)			
	3	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 ＜アウトカム指標＞	最大値／最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。			都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
							最大値／最小値 2.6倍 (平成25年度決算)			
	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 ＜アウトプット指標＞	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目 (平成26年度税制改正)	25年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	—	—	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み)
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数 ＜アウトプット指標＞	54項目を見直し (うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。			税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。
							66項目を見直し (うち14項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	地方税制度の整備に必要な経費(昭和25年度)	37百万円 (30百万円)	35百万円	30百万円	1～5	・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 【活動指標(アウトプット)】 地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成27年度)	0025	
(2)	ふるさと納税の手続簡素化及びPR(平成26年度)	—	1百万円	239百万円	—	最重点課題となっている地方創生を推進するため、ふるさと納税を拡充(ふるさと納税枠の拡充等)する制度改正に合わせたPRを広く実施するとともに、手続簡素化のための取組を行い、ふるさと納税の一層の活用を促進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・ふるさと納税者数:60万人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ポスターの配布部数:21,062枚(平成27年度) ・リーフレットの配布部数:4,463,000枚(平成27年度)	0026	
(3)	地方税法(昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。		
政策の予算額・執行額		37百万円 (30百万円)	36百万円	269百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						平成27年度税制改正の大綱	平成27年1月14日	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省26－⑦）

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用					担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。							分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
							26年度	27年度	
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	①	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討 ＜アウトプット指標＞	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	27年度	・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	前年度に引き続き、投票環境の向上方策について研究会で検討を進めるとともに、中間報告の内容等を踏まえ実現可能なものから順次、法令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
							研究会における議論等を踏まえ、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直しについて、平成27年3月27日に中間報告を取りまとめた。	—	
	2	都道府県議選挙区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備 ＜アウトカム指標＞	条例改正等の措置が終了した団体：57%(47団体のうち27団体)(平成26年4月1日現在)	25年度	条例改正等の措置について、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体：100%	26年度	都道府県議選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。		都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る改正法(施行期日：平成27年3月1日)の円滑な運用のため、指標として設定。
							各都道府県に対して定例会ごとに条例改正等の状況について調査を行うなど、周知とフォローアップを行った結果、改正法の施行日までに措置が終了した団体は100%となった。		
	3	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	選挙制度に関する調査研究の実施	25年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	立法府における制度改正の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施		社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。
							「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	—	

公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。	25年度	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を実施。	27年度	・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 ・モデル事業：7件実施。 ・研修事業：20件実施。 ・主権者教育に関して文部科学省と協議を実施。	—	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定するとともに、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月19日に公布されたことにより、周知啓発を行う必要があることから、指標として設定。 ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による）	25年度	制度の認知度：90%	27年度	・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 改正法の施行に伴い、周知啓発等のためのチラシを作成し、全国の選挙に配布・設置等を依頼するとともに、HPも更新し、制度の趣旨・概要を国民に周知した。	—	国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法案（施行期日：公布日）が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。 ※同法案は、平成26年6月20日に公布・施行された。
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】	25年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	27年度	政党、政治資金団体について、提出率100% 政党本部：100% 政党支部：98.8% 政治資金団体：100% 【平成25年分収支報告】	—	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。
			国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】	25年度	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上	27年度	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	
			政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】	25年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上	27年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	
							政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率：87.7% 【平成23年分～平成25年分収支報告】	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	70百万円 (45百万円)	57百万円	52百万円	1～3.6	在外選挙人名簿登録事務に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館等に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、統計をまとめる。また、政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供することなどを行う。 【活動指標(アウトプット)】 在外選挙人名簿登録者数	0027	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	75百万円 (34百万円)	42百万円	134百万円	4.5	(1)選挙啓発研修会開催 (2)若者フォーラム開催 (3)参加型学習教材作成 (4)制度改正周知 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラム開催数:1回	0028	
(3)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費 (平成26年度)	—	229百万円	—	—	鹿児島県第2区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法の規定により補欠選挙を執行。執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町村に交付し、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、選挙運動用無料葉書等の使用実績に応じた請求額を交付するもの。	0029	
(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(平成26年度)	—	62,776百万円	—	—	平成26年12月14日に実施した第47回衆議院議員総選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付したもの。また、同日併せて執行された最高裁判所裁判官国民審査における審査広報及び裁判官指名等掲示の作成等を行うために必要な経費と、執行経費基準法に基づき、都道府県に交付したもの。	0030	
(5)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1～4	日本国憲法 の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。		
(6)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	5	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。		
(7)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	6	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		52,102百万円 (50,433百万円)	63,125百万円	185百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑧）

政策 ^(※1) 名	政策8：電子政府・電子自治体の推進					担当部局課室名	大臣官房（企画課個人番号企画室）、行政管理局（行政情報システム企画課）、自治行政局（住民制度課、地域政策課地域情報政策室）	作成責任者名	大臣官房企画課個人番号企画室長 望月 明雄 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 自治行政局住民制度課長 篠原 俊博 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 増田 直樹
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図るため、ICTを活用した電子行政を推進する。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
			基準年度		目標年度		26年度	27年度	
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング ＜アウトカム指標＞	9位	24年度	平成26年度値以上	28年度	平成24年度値以上		・ICTの利活用の推進による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続きのオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを目標に設定。 ・目標(値)としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標と置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成28年度においては、平成26年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。
							4位		
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	261,414千件	25年度	351,594千件以上	27年度	287,555千件以上	351,594千件以上	・行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」へのアクセス件数は、国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス件数の増加は、オンラインによる行政サービスの質の向上を測るのに適切であるため、測定指標として設定。 ・目標(値)は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、平成27年度におけるアクセス件数3億5,159万件(平成25年度比9,018万件増)以上を目指すとして設定。
							319,631千件	—	
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト ＜アウトプット指標＞	853百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト)	24年度	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト (対24年度3割減))	27年度	円滑なシステム移行に係る対応(並行運用等)を実施。	600百万円未満 (政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	・一元的な文書管理システム等政府全体で共用する情報システムを一元的に管理・運営することにより、政府全体として情報システム経費の削減を図り、ICTを活用した行政の合理化・効率化を図ってきたところ、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、行政運営の更なる効率化が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情報システムの運用コストを測定指標として設定。 ・システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し等を行い、運用コストを削減することにより、平成27年度を目標年度として、対24年度3割減を目指す。
							システム更改に伴う政府共通プラットフォームへの移行を完了するなど、システム移行に係る対応を実施した。	—	
	4	情報システム統一研修の受講者数 ＜アウトプット指標＞	7,516人	25年度	10,000人以上	27年度	8,000人以上	10,000人以上	・情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える人材を多数育成するためには、まずは情報システム統一研修の受講者を増加させることが重要であることから、同研修の受講者数を測定指標として設定。 ・ICT人材の育成・活用に当たっては、職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修プログラムの見直し(コースの新設)を検討するなどし、26年度8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。
							8,862人	—	

		⑤	電子決裁率 ＜アウトプット指標＞	10%	24年度	60%以上	27年度	50%以上	60%以上 (本府省部局80%以上)	・「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、平成27年度までに電子決裁率を60%まで向上させることとされているため指標として設定。 ・「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、平成27年3月の電子決裁率が概ね50%を目標とした取組に努め、また、地方支分部局を除く部局については、平成27年度下半期の電子決裁率が概ね80%を目標とした取組に努めることとされているため指標として設定。 ・基準年度については、全府省(警察庁を除く)が一元的な文書管理システムの導入を完了した、平成24年度に設定している。
地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供すると ともに、効率的で災害に強い電子 自治体を実現すること		6	自治体クラウドの全国的展開 を推進するための助言・情報 提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	25年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	27年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	—	「世界最先端IT国家創造宣言」を受けて全面改訂した電子自治体推進指針に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保安性や業務継続性の確保等につながると思われることから、指標として設定。 【参考】 ・「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ通知、公表した(平成26年3月24日)。 ・自治体クラウド導入率：12.1% (平成26年4月1日現在) (「地方自治情報管理概要」)
		7	地方行税政統計等における情報 通信メディアの活用 ＜アウトプット指標＞	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	25年度	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。	27年度	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。	—	地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことにより、地方行税政の施策の安定的運用に寄与し、また、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施したか否かを指標化するため、測定指標に「不稼働率」を追加。
		8	・災害時等における情報通信 メディアの活用 ・災害時等に活用する情報通 信メディアの降雨減衰等によ る年間の不稼働率 ＜アウトプット指標＞	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%	25年度	・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下	27年度	・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.2%以下 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。 ・不稼働率：0.15%	—	※地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報が、ネットワークを通して、適時適切に伝達されたかを指標化するため、測定指標に「不稼働率」を追加。
		9	個人番号付番等システムの構 築 ＜アウトプット指標＞	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始	24年度	個人番号付番等システムの稼働	27年度	個人番号付番等システムの構築 個人番号の生成、本人確認情報への個人番号の追加及び情報提供ネットワークへの住民票コードの提供等を行う個人番号付番等システムについて開発を実施。	—	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。

番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	10	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備 ＜アウトプット指標＞	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始。	25年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。	27年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。	設計・開発の協議や運用検討ワーキングの運営など、情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施。	—	番号制度の円滑な導入に向けて、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用を行うため、課題の分析や必要な対策等につき所要の検討を実施し、情報連携を開始するための準備が必要となることから、目標として設定。なお、情報提供ネットワークシステムの設計・開発・テストは内閣官房にて実施。平成29年1月に総務省に移管される予定となっている。 ※情報提供ネットワークシステム：行政機関等間の情報連携を行う基盤のシステムであり、総務大臣が設置・管理を行うもの。
	11	地方公共団体における情報システムの整備を推進 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体における中間サーバーの整備を実施。	25年度	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。	27年度	地方公共団体が整備する中間サーバーのソフトウェアの開発。	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進。	—	地方公共団体において、番号制度の導入に当たり関係情報システムの整備を行う中で、中間サーバーの整備が必要となることから、指標として設定。
	12	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究及び情報提供 ＜アウトプット指標＞	電子行政サービスの在り方について調査研究及び情報提供を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、電子行政の推進を加速。	25年度	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究及び情報提供を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	27年度	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	オンライン申請等のICTを活用した行政サービスについて、現状や課題を把握し、行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方策を検討するための調査研究を実施。	—	地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると考えられることから、指標として設定。
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等			平成27年度行政事業 レビュー事業番号
			25年度	26年度	27年度					
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)		48百万円 (46百万円)	24百万円	—	—	本システムは、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日 高度情報通信社会推進本部決定)に基づき、全省庁が参加する政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化推進省庁連絡会議において、電子政府構想(e-Japan)の一環として、全省庁の共通の取組課題となっているもの。当省では、平成14年8月から導入し、同年10月25日から各省に先駆けて運用を開始。本システムは、国内外企業の負担軽減のためインターネット公告機能、電子入札機能、調達情報の公表機能及び仕様書等のダウンロード機能を有する。 【成果指標(アウトカム)】 電子入札での参加を可能とするため、応札事業者が予めシステム上で行う利用申請(登録)数 【活動指標(アウトプット)】 電子入札実施件数			0031
(2)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)		230百万円 (135百万円)	224百万円	214百万円	—	総務省におけるPMOとして、外部専門家(政府CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に主として以下の業務を実施。 ・省内情報システムの設計・開発及び運用に係る担当部局に対する評価・助言、進捗よく管理の支援・助言 ・省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達の機能要件・経費等の妥当性評価 ・情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした研修システムの活用による情報セキュリティ教育 ・省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査等 ※PMO(Program Management Office 府省全体管理組織)。CIO(Cief Information Officer 情報化統括責任者。総務省においては大臣官房長が担当。) 【成果指標(アウトカム)】 情報セキュリティ研修(e-ラーニング)受講率 【活動指標(アウトプット)】 20名(政府CIO補佐官3名、最高情報セキュリティアドバイザー1名、PMO支援6名、情報セキュリティ対策支援10名)			0032

(3)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,504百万円 (2,228百万円)	2,365百万円	2,343百万円	—	全国約80拠点の庁舎、約7,500名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用する。 また、各部署が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供する。 【成果指標(アウトカム)】 運用等SLA※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準) 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数 約7,500人:7,500人(平成27年度)	0033
(4)	総務省共通基盤支援設備・運用等事業(平成14年度)	200百万円 (196百万円)	111百万円	99百万円	—	府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員等利用者共通認証基盤(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内認証基盤等と連携させる等の機能を提供する、総務省共通基盤支援システムを整備・運用する。 【成果指標(アウトカム)】 SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準) 【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:約7,500人:7,500人(平成27年度)	0034
(5)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)	78百万円 (58百万円)	79百万円	72百万円	—	総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ホームページへのアクセス数(ページビュー):130百万件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 サーバ正常稼働時間:8,760時間(平成27年度)	0035
(6)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)	7,812百万円 (7,244百万円)	9,855百万円	11,558百万円	—	○政府全体で共用するシステム基盤の管理・運営 次に掲げる事業を実施する。 ・政府認証基盤、職員等利用者認証基盤、共同利用システム基盤及び国家公務員ICカード身分証府省間データ交換サーバシステムの一元的な管理・運営。 ・政府共通プラットフォームの円滑な運用、対象システムに対する同プラットフォームへの移行支援の実施、拠点の分散化及び一元的なセキュリティ対策の実施。 ・政府共通ネットワークの円滑な運用。 【活動指標(アウトプット)】 各システム基盤が設定しているシステムの稼働率を活動指標に設定し、活動実績を算出	0036
(7)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)	1,825百万円 (1,630百万円)	978百万円	386百万円	1,35	○政府全体で共用する行政情報システムの一元的な管理・運営 総務省が所管する府省共通情報システム(一元的な文書管理システム、政府情報システム管理データベース及び法令検索等システム)を一元的に管理・運営する。 更に、この取組を発展させ、政府全体としての情報システムを一層効率的なものとするため、政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し、他システムとの統合、集約により、システムの運用・保守等に係る経費の削減を図る。 【成果指標(アウトカム)】 運用コスト:600百万円(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①一元的な文書管理システム 行政文書ファイル登録件数 ②法令検索等システム 検索件数	0037
(8)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)	106百万円 (96百万円)	89百万円	89百万円	4	以下の分野において、集合研修及びeラーニングを実施している。 ①対象者別研修(PMO構成員、PJMO構成員に必要なIT関連知識及び行政の効率化に関する研修) (注)PMO(program management office)は各府省のIT統括組織、PJMO(project management office)は各府省でITを担当している主な部署をいう。 ②重点分野別研修(調達・積算、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する研修) ③情報技術分野(データベース、ネットワーク)に関する研修 ④情報リテラシー向上に関する研修等 平成25年度は、集合研修10コース24回、eラーニング9コース36回を実施。 【成果指標(アウトカム)】 情報システム統一研修の年間受講者数:10,000人(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①情報システム統一研修の集合研修コース開催数:25回(平成27年度) ②情報システム統一研修のeラーニング コース開催数:40回(平成27年度)	0038

(9)	電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)	1,306百万円 (1,299百万円)	968百万円	576百万円	1.2	○電子政府の総合窓口(e-Gov)の管理・運営 電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて、各省庁に対する電子申請や意見提出を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しているほか、各府省の組織、業務、所管法令、パブリックコメント募集状況などの閲覧、そのほか各府省がインターネットを通じて発信している行政情報を総合的・一元的に提供する。 【成果指標(アウトカム)】 電子政府の総合窓口(e-Gov)への総アクセス件数(利用件数):351,594千件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 上記「e-Govへの総アクセス件数」の増加を図るための積極的な周知広報の実施:7回(平成27年度)	0039
(10)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)	7百万円 (4百万円)	7百万円	5百万円	—	住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題等について検討する会議を開催し、課題の抽出・検討を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 住基ネット担当者研修会を受け、各市区町村でセキュリティ自己点検を実施しているが、その自己点検の採点結果:3点(3点満点中)(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 住基ネット担当者説明会(都内)の開催、住基ネット担当者研修会(47都道府県)への参加	0040
(11)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費(平成23年度)	78百万円 (78百万円)	78百万円	110百万円	7.8	自治行政局、自治税務局における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行うシステムの借り上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理、統計処理等を実施。また、通信衛星ネットワークについては、災害時における地方公共団体との情報伝達手段として、行政上必要な情報を迅速かつ適確に伝達するとともに、平時には国の施策や各種会議の放映等の映像情報の伝達を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・統計について:統計調査の実施 ・情報通信メディアについて:災害時における総務省と地方公共団体の情報通信手段の確保 【活動指標(アウトプット)】 ・地方行税政統計等:連続停止時間24時間以内 ・災害時等における情報通信メディア:不稼働率0.2%以下/年	0041
(12)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)	8百万円 (34百万円)	9百万円	9百万円	—	(1)電子投票システムの信頼性の向上 民間検査機関を活用し、電子投票機の技術的条件への適合確認(負荷条件試験、プログラムチェック等)を行い、その結果を地方公共団体に情報提供することにより、安心して電子投票を導入できる環境を構築する。 (2)電子投票システム調査検討会の開催 電子投票導入事例の評価分析や技術的な課題の検討を行い、地方公共団体への情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 適合確認の実施件数:1件(平成27年度)	0042
(13)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)	155百万円 (155百万円)	373百万円	197百万円	—	政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化を図るため、「政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うもの。また、情報入手に係る国民の利便性向上を図るため、総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書のインターネット公表を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 届出告示件数(総務大臣届出分)、収支報告書要旨告示件数(総務大臣届出分)、会計帳簿・収支報告書作成ソフトDL件数、オンライン申請利用件数 【活動指標(アウトプット)】 各種届出及び収支報告書に係る業務システム新規登録件数(総務大臣届出分及び都道府県選管届出分)	0043

(14)	地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)	182百万円 (182百万円)	190百万円	188百万円	—	地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 (調査団体数:11,852団体) ・地方財政状況調査等 3,149団体 (うち一部事務組合等1,360団体) ・地方公営企業決算状況調査 8,703事業	0044
(15)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	20百万円 (19百万円)	34百万円	41百万円	6	地方公共団体における自治体クラウドを始めとするクラウド化等のシステム改革方策等について調査研究を行うとともに、平成25年度に策定した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」についてフォローアップ検討会を開催し、それらの成果を取りまとめた上で、自治体に対し助言・情報提供等を実施した。 【成果指標(アウトカム)】 クラウド導入市区町村数:約1,000(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成・公表	0045
(16)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)	229百万円 (160百万円)	174百万円	45百万円	9	社会保障・税に関わる番号制度下において、個人番号カードの普及は番号制度の推進のために重要な役割を担うこととなる。これを推進するため、個人番号カードの普及拡大に資するための調査研究や周知・啓発活動を行う。 【成果指標(アウトカム)】 個人番号カードの普及拡大 【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった自治体数:1,788(平成27年度)	0046
(17)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(携帯電話を利用した公的個人認証サービスに要する経費)(平成24年度)	229百万円 (160百万円)	174百万円	48百万円	9	個人番号カードに搭載される電子証明書の認証技術として携帯電話を用いた場合において、マイナポータルなど、署名検証者が検証を行う具体的な利用ケースにおける課題の検討を行うとともに、技術要件及び運用要件を整理する。 【成果指標(アウトカム)】 公的個人認証サービスの電子証明書を携帯電話等で利用可能とする。 【活動指標(アウトプット)】 全国自治体数(参考):1,788(平成27年度)	0047
(18)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会に要する経費)(平成24年度)	229百万円 (160百万円)	174百万円	19百万円	9	社会保障・税番号制度の導入に向け、地方公共団体において考えられる課題及び方策等を明らかにするため、庁内の準備体制、番号制度を活用した窓口事務その他の業務改善、条例による独自利用の検討等について研究を行うとともに、地方公共団体の窓口において交付される個人番号カード及び公的個人認証サービスの普及拡大に資するための方策の検討を行う。 【成果指標(アウトカム)】 個人番号の導入により地方公共団体の窓口事務等を改善する。 【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった自治体数:1,788(平成27年度)	0048
(19)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)	569百万円 (562百万円)	652百万円	611百万円	—	政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。具体的には、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を図るとともに、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化を図るものである。 システムの維持運用に当たっては、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の一環として、役務・物品等の調達に係る国の内部手続きを原則電子化し、事務処理の迅速化・合理化を図るため、平成21年8月に「調達業務の業務・システム最適化計画」を策定。同最適化計画に基づき、平成26年3月から本番運用を開始した「電子調達システム」の維持運用を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ①システム運用経費の削減(最適化実施前の運用経費(760百万円)に対する削減額(百万円)):▲30百万円(平成28年度) ②業務処理時間の削減(最適化実施前の業務処理時間(387千時間)を100とした削減割合(%)):55%(平成28年度) 【活動指標(アウトカム)】 ・企業等の利便性の向上 電子調達システムで実施する入札件数 (平成26・27年度は、各府省等が移行準備を進めている時期であり、件数の見込みは困難)	0049

(20)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	1,061百万円	7,815百万円	50,508百万円	9	社会保障・税番号制度の運用に必要となる、個人番号の生成等を行うための個人番号付番等システム等の構築、個人番号カードの発行及び情報提供ネットワークシステムの回線として用いられる総合行政ネットワークの改修等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 番号制度に係る付番等システム開発の進捗率(予算執行率):100%(平成27年度) 番号制度の導入に対応する付番等システムの開発により、番号対応が必要となる各システムの対応を完了させる。 【活動指標(アウトプット)】 システム開発の進捗率(%)(法案成立が1年遅れたことにより予算が繰り越されたため、各年度の目標値を「前年度から繰越し」/システム開発総費用により算出)	0050
(21)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)	466百万円 (45百万円)	26,240百万円	59,821百万円	10,11	情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用に向けた所要の検討、地方公共団体における番号制度に係る自治体中間サーバーの構築に関するソフトウェアに係る調査、設計・開発、及び番号制度の導入に係る地方公共団体の関係情報システムの整備に要する経費についての支援等を実施すること。 【成果指標(アウトカム)】 情報連携が可能となった地方公共団体の数:1,788団体(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,788団体(平成29年度)	0051
(22)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)	—	—	—	—	—	0052
(23)	公共クラウド構築事業(平成25年度)	—	210百万円	150百万円	—	地方公共団体の保有する公共データについても、オープン化を進めることにより地域経済の発展を図るため、地方公共団体のオープンデータの取組及びオープン化されるデータの活用を促進するため、データレイアウトの整理やシステム等の整備を行うもの。	0053
(24)	電子行政サービスの改善方法に関する調査研究(平成25年度)	58百万円 (55百万円)	8百万円	10百万円	12	電子自治体の取組みにおいて、地方公共団体が住民サービスの向上や業務効率化の推進を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策等について調査研究を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した、地方公共団体における課題の数等:1(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成、公表:10百万円(平成27年度)	0054
(25)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)	11百万円 (11百万円)	11百万円	11百万円	—	人給システムは、人事、給与、共済、勤務時間管理等の各サブシステムに入力・格納された情報を連携することにより、給与支給等のための各種データを作り上げるものであるが、各サブシステムへのデータ投入量は膨大で、かつ、正確に入力等を行わなければ情報の連携ができず、適正な運用ができなくなることから、この適正な運用に必要な人給業務等の支援業務を外部委託等により実施し、人事・給与関係業務の効率化、合理化を図る。 【活動指標(アウトプット)】 人給システムの使用対象職員は、人事、給与業務担当者約100名、毎月約6,000名の給与計算を実施:6,000人(平成27年度)	0055
(26)	不在者投票の投票用紙等のオンライン請求(平成27年度)	—	—	22百万円	—	ICTを活用した投票手続における利便性向上を図るために、不在者投票のうち投票用紙等の請求に請求者の出頭・対面を要しないもの(郵便等をもって請求できるもの)について、公的個人認証により本人確認を行うことを前提として、ポータルサイトを通じた投票用紙等のオンライン請求を可能とすることが有効であり、その実現に向けた調査・研究を行い、具体的なシステムの仕様等の作成等も行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査・研究の結果を踏まえ、ポータルサイト等の具体的な仕様を作成し、調達に向けた具体的な作業を進める。	新27-0003

政策の予算額・執行額	17,225百万円 (16,055百万円)	46,368百万円	130,236百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5復興施策 (3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流、情報通信 (iii)次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
					新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	Ⅱオンライン利用の範囲 5電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
					電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンス確立・強化 (1)IT投資管理の確立・強化 (4)情報システムの運用継続 5. オープンガバメント (2)行政情報の公開・提供
					日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2)分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2)国・地方を通じた行政情報システムの改革
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進 (3)国・地方を通じた行政情報システムの改革 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する
政策の予算額・執行額	17,225百万円 (16,055百万円)	46,368百万円	130,236百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ ②マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化 (略)総合行政ネットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う機能を設けるなど、GSOCとの情報連携を通じ、マイナンバーシステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 ②個人番号カードの普及・利活用の促進 ③個人番号カードによる公的資格確認 iv) IT利活用の更なる促進 ④国・地方の行政のIT化と業務改革
					経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第3章 「経済・財政一体改革」の取組ー「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 [3]地方行財政改革・分野横断的な取組等 (IT化と業務改革)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑨）

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進					担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他 1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ 対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 野崎 雅稔
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	情報通信技術（ICT）によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進する。							政策評価実施 予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 （数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標）		基準（値）		目標（値）		年度ごとの目標（値）		測定指標の選定理由及び目標（値）（水準・目標年度）の設定の根拠
							年度ごとの実績（値）		
							26年度	27年度	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること	①	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	91% （23年度～25年度の平均）	25年度	90%以上 （25年度～27年度の平均）	27年度	90%以上 （24年度～26年度の平均）	90%以上 （25年度～27年度の平均）	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発課題の終了時における外部専門家による評価（研究開発期間終了年度の翌年度に実施）を指標として設定。基準値は平成23年度～平成25年度の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度：88% 平成24年度：93% 平成25年度：93% 平成26年度：評価実施中
									目標値の設定にあたっては、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであることから、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成27年6月19日閣議決定）において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、一定程度の失敗がやむを得ないものであることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。
	2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施 ＜アウトプット指標＞	平成15年4月に外部専門家等による第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	15年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	27年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）により、研究開発を効果的・効率的に推進するため研究開発評価を実施することが定められていることから指標として設定。 《各年度の情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数》 平成23年度：6回 平成24年度：5回 平成25年度：8回 平成26年度：6回
								「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」の開催（6回）により、研究開発フェーズごとにおける研究開発評価を着実に実施	—

	3	競争的資金を用いた研究開発課題の提案時における競争性の確保 ＜アウトプット指標＞	提案時における競争性の確保	25年度	提案時における競争性の確保	27年度	提案時における競争性の確保	提案時における競争性の確保	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを把握するため、提案状況を指標として設定。基準及び目標については、よりよい課題を採択するために、提案時における競争性の確保としている。 《各年度の競争率(提案数/採択数)の実績値》 平成23年度:4.9倍 平成24年度:3.2倍 平成25年度:3.3倍 平成26年度:4.2倍 ※競争的資金:資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金
							提案時における競争性を確保 (競争率(提案数/採択数)4.2倍)	—	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	4	研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞	100% (23年度～25年度の平均)	25年度	90%以上 (25年度～27年度の平均)	27年度	90%以上 (24年度～26年度の平均)	90%以上 (25年度～27年度の平均)	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における追跡調査結果(標準化、実用化又は特許取得の状況)を指標として設定。基準値は平成23年度～25年度の実績値の平均値。平成26年度の実績値は平成24年度～26年度の実績値の平均値。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度:100% 平成24年度:100% 平成25年度:100% 平成26年度:86% 目標値の設定にあたっては、標準の獲得、研究開発成果の実用化および特許の取得等の成果を得るためには、研究開発終了後、相応の時間を要する場合が一般的であることを踏まえて定めている。基準値や実績値についても同様。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいるところ。 ※追跡調査:研究開発成果に関する状況調査 (研究開発終了年度の翌々年度より毎年実施) ※追跡評価:研究開発成果の展開状況等を評価 (研究開発終了後5年を目途に実施)
	⑤	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞	6件	25年度	6件以上	27年度	6件以上	6件以上	情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定。 《各年度の測定指標の実績値》 平成23年度:5件 平成24年度:5件 平成25年度:6件 平成26年度:6件
							6件	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)	79百万円 (77百万円)	77百万円	64百万円	—	準天頂衛星初号機「みちびき」は、文部科学省がとりまとめとなり、総務省、経済産業省及び国土交通省が協力して平成15年度より研究開発を開始し、平成22年9月に打上げられ、実用化に向けた実証実験が行われている。「みちびき」とGPS衛星の測位信号の整合性を確保するため、平成23年度まで総務省が研究開発に取り組んだ「みちびき」に対して、標準時情報の提供、時刻系差分情報の提供及び時刻管理系設備の運用監視、保守等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・準天頂衛星システムの時刻管理系について安定的な運用を行うこと(システム稼働時間):8.520時間(平成27年度)	0056
(2)	戦略的情報通信研究開発推進事業 (平成14年度)	2,545百万円 (2,407百万円)	2,051百万円	1,956百万円	1.3	ICT分野における競争的資金として、平成14年度からスタート。独立性・新規性に富む情報通信技術(ICT)分野の研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に従い制定した「総務省情報通信研究評価実施指針」に基づき外部有識者による2段階による厳正な評価を経て採択された研究開発課題に対して研究費(直接経費)と間接経費を配分。重点領域型研究開発、若手ICT研究者等育成型研究開発、地域ICT振興型研究開発、国際標準獲得型研究開発、及び独創的な人向け特別枠の各プログラムを実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90% ・国際標準獲得型研究開発において、研究開発終了時までに国際標準を獲得した件数:9件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・研究開発課題数:110件(平成27年度)	0057
(3)	ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等(平成26年度事業名:ネットワーク仮想化技術の研究開発) (平成24年度)	4,214百万円 (4,137百万円)	800百万円	600百万円	1.4	スマートフォンやセンサーなどから集まる多種多量データ(ビッグデータ)の利活用が進展することにより、情報通信ネットワークに流れる通信量(トラフィック)が一層増大し、近い将来にネットワークのトラヒック制御能力が限界を迎える。そのため、ビッグデータの流通を支える情報通信ネットワークの実現に向け、柔軟なネットワーク設定・運用を可能とするネットワーク基盤技術に関する研究開発や国際標準化等を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:69件(平成27年度) ・外部発表数(論文掲載数+研究発表数):111件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件(平成27年度) ・研究者数:90人(平成27年度)	0058
(4)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)	30百万円 (26百万円)	36百万円	32百万円	2	外部専門家及び産学官各界からの意見等を踏まえ、今後緊急かつ重点的に推進すべき新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行う。また、法令等に基づく政策評価等を、外部専門家・外部有識者による研究開発評価により適切に実施する。併せて、過年度終了研究開発に関する追跡調査の実施及び研究開発成果の公表・展開を図るための成果発表会を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率:100% 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数:4回(平成27年度) ・当該年度に事前評価、基本計画書の審査、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価を行っている研究開発課題の件数(のべ件数):45件(平成27年度)	0059

(5)	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進 (平成16年度)	166百万円 (165百万円)	161百万円	141百万円	5	我が国における標準化政策の在り方を検討する際の基礎資料として活用するとともに、具体的な標準化提案の検討を目的として、知的財産戦略本部や総務省情報通信審議会等において取り上げられた重点分野に関する国内外の標準化動向等に関する調査等を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・標準化寄与提案件数(寄与文書数):6件 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の契約件数:10件(平成27年度)	0060
(6)	先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)	385百万円 (369百万円)	309百万円	—	1.4	知的財産戦略本部や情報通信審議会等において、標準化重点分野とされている「スマートグリッド」、「デジタルサイネージ」、「次世代ブラウザ」等の先進的な各技術分野において、コアとなる通信規格を含めたシステムやサービス全体について実フィールドにおける実証実験を実施するとともに、戦略的に国際標準化を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発終了時までの特許出願数:15件(平成26年度) ・研究開発終了時までの研究発表数:26件(平成26年度) ・研究開発終了時までの標準化提案数:13件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成26年度) ・研究者数:43人(平成26年度) ・報道発表数:2件(平成26年度)	0061
(7)	ICT環境の変化に対応した情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)	3,067百万円 (2,942百万円)	658百万円	405百万円	1.4	近年増加する、利用者のマルウェア感染による被害に対処するため、以下の施策を実施。 ①インターネット利用者に対して、マルウェアへの感染に対して注意喚起を行うとともに、マルウェアを配布するサイトの情報を蓄積し、当該サイトにアクセスしようとする利用者への注意喚起を行う実証実験 ②利用者の行動特性等の社会科学的アプローチにより攻撃を検知する技術及び攻撃による被害の拡大防止のためのネットワーク技術等の研究開発 【成果指標(アウトカム)】 ・マルウェア配布サイトにアクセスしようとした一般のインターネット利用者に対する注意喚起数:20,000回(平成29年度) ・研究開発終了時までの特許出願数:12件(平成27年度) ・研究開発終了時までの研究発表数(論文含む):19件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・新規に収集したマルウェア配布サイト数(URL数):70,000件(平成27年度) ・研究開発の技術課題数:3件(平成27年度) ・研究開発の研究者数:28人(平成27年度)	0062
(8)	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)	580百万円 (580百万円)	303百万円	198百万円	1.4	DDoS攻撃等の大規模なサイバー攻撃からネットワーク環境を防護するため、国内外のインターネットサービスプロバイダ(ISP)事業者や大学等との連携により、DDoS攻撃やマルウェア等に関する情報を収集するセンサーを設置し、諸外国と連携してサイバー攻撃の予兆を検知する技術の研究開発を行う。また、予兆検知技術により得られたサイバー攻撃情報に基づき、リアルタイムでISP事業者等に対してアラート情報を提供するシステムを構築し、ISP事業者等がサイバー攻撃に速やかに対処できる体制を整備するための実証実験を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発終了時までの特許出願数:5件(平成27年度) ・研究開発終了時までの論文掲載数:25件(平成27年度) ・研究開発終了時までの研究発表数:61件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成27年度) ・研究者数:56人(平成27年度)	0063

(9)	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)	600百万円 (593百万円)	500百万円	—	1.4	運動障害を有する方や高齢者が、日常生活における車椅子での移動や家電機器等の操作を実現するために、頭の中で考えた動作・意図をネットワークを活用して1秒以内に推定し車椅子や家電機器等に伝える技術を確認。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数: 10件(平成26年度) ・口頭発表数: 42件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 7件(平成26年度) ・研究者数: 83人(平成26年度)	0064
(10)	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発 (平成24年度)	950百万円 (876百万円)	700百万円	—	1.4	Pi-SAR2(NICTが開発した航空機搭載合成開口レーダー)と同等以上の性能を有し、セスナ等の小型航空機にも搭載可能な小型航空機搭載合成開口レーダーの実現に不可欠な技術を確認する。 機器の小型化を実現するためのシステム最適化技術、航空軌道が不安定な条件下においても機体の動揺による誤差や誤りを訂正するための動揺補正技術等の要素技術を確認した上で、小型航空機搭載合成開口レーダーの試作機の開発及びフライト実証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数: 9件(平成26年度) ・口頭発表数: 8件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 3件(平成26年度) ・研究者数: 62人(平成26年度)	0065
(11)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)	2,556百万円 (2,553百万円)	450百万円	—	1.4	ICT利活用の増進に伴いインターネットの通信量は急激な増大を続けており、通信ネットワークの更なる高速化が必要となっている。しかし、これまでの通信ネットワークを単純に高速化した場合、その消費電力の増加は著しいものとなる。このため、大量の情報を高速かつ低消費電力で伝送できる通信機器や通信方式の研究開発を実施する。本研究開発では、伝送方式の効率化により、通信ネットワーク全体において現在の10倍(毎秒400ギガビット級)の超高速大容量化を実現すると同時に、3割(約78億kWh)以上の低消費電力化を実現すべく、その基本技術を確認する。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数: 86件(平成26年度) ・標準化提案数: 10件(平成26年度) ・論文掲載数: 25件(平成26年度) ・研究発表数: 92件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数: 5件(平成26年度) ・研究者数: 104人(平成26年度)	0066
(12)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)	—	333百万円	537百万円	1.3	ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、大学、ベンチャー企業などによる技術成果の具現化を支援する常時応募可能な研究開発制度。(補助率 民間団体等2/3、大学等の公益法人10/10) 【成果指標(アウトカム)】 ・新事業の創出を目指し、民間資金を呼び込むことができた又は見込みがあるプロジェクトの割合: 70%(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・支援課題件数: 10件(平成27年度)	0067

(13)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームにおけるリアルタイム情報の利活用技術に関する研究開発) (平成26年度)	—	350百万円	125百万円	1.4	本研究開発では、大規模なG空間データを収集と同時にリアルタイム処理することを可能とする技術、蓄積された大規模なG空間データから観測データに合致するG空間データを高速に検索する技術、人などの移動体の分布を直接観測に依らずに複数種類のG空間データを組み合わせて推定する技術を開発する。また、これらの技術を統合した統合実証実験を実施して性能実証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:3件(平成27年度) ・口頭発表数:13件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件(平成27年度) ・研究者数:16人(平成27年度)	0068
(14)	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)	—	100百万円	81百万円	1.4	将来の国産資源として期待される海洋資源の調査を効率化するため、通信衛星を活用して洋上のブロードバンド環境(10Mbps級)を構築するための次世代通信衛星技術の研究開発を実施する。具体的には、海洋資源調査船に搭載し運用することが可能であり、海洋資源調査の高速化及び高効率化に必要な伝送速度10Mbps級を達成する船舶用衛星地球局を開発する。 【成果指標(アウトカム)】 ・論文掲載数:7件(平成30年度) ・研究発表数:11件(平成30年度) ・報道発表数:1件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件(平成27年度) ・研究者数:5人(平成27年度)	0069
(15)	スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)	—	210百万円	153百万円	1.4	ICTを活用した社会インフラの効果的・効率的な維持管理を可能とするため、センサーで計測したひずみ、振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で収集・伝送する通信技術等を確立し、実際の社会インフラにおいてフィールド実証等を行うことにより、その効果を検証する。また、研究開発成果の普及、我が国の社会インフラ維持管理分野における国際競争力の強化のため、フィールド実証等の成果を基に国際標準化を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発終了時までの研究発表の件数:18件(平成28年度) ・研究開発終了時までの特許出願の件数:10件(平成28年度) ・研究開発終了時までの報道発表の件数:2件(平成28年度) ・研究開発終了時までの標準化提案の件数:1件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:4件(平成27年度) ・研究者数:11人(平成27年度)	0070
(16)	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発 (平成27年度)	—	—	600百万円	1.4	超高精細映像やビッグデータ等の流通によって急速に増大する通信トラフィックに対応するため、情報通信インフラである光ネットワークの更なる高速大容量化が必要となっている。しかし、既存の通信機器をそのまま適用して高速化した場合、通信機器の消費電力も大幅に増加することになる。そのため、光ネットワークの高速大容量化・低消費電力化を両立する革新的技術の確立を目指す。本研究開発では、現在普及しつつある毎秒100ギガビット級の伝送技術よりもさらに低消費電力化を実現しつつ10倍に高速大容量化する毎秒1テラビット級の光伝送技術等を確立する。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数:6件(平成29年度) ・標準化提案数:3件(平成29年度) ・論文掲載数:3件(平成29年度) ・研究発表数:6件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件(平成27年度) ・研究者数:42人(平成27年度)	新27-0004

(17)	グローバルコミュニケーション計画の推進 -多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証- (平成27年度)	—	—	1,383百万円	1.4	①多言語音声翻訳技術の研究開発：NICTが開発した多言語音声翻訳システムを実際の社会に普及させるために必要な技術として、雑音抑圧技術、位置情報を活用した翻訳精度向上技術、翻訳自動学習技術及び特殊文字認識技術の研究開発に取り組み、多種・多様な翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築する。②多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証：多言語音声翻訳技術について、国内複数箇所において実証実験を行い、子どもから高齢者も含め様々な人にとって十分に使いやすい多言語音声翻訳システムを実現する。 【成果指標(アウトカム)】 ・特許出願数：10件(平成31年度) ・論文掲載数：15件(平成31年度) ・研究発表数：25件(平成31年度) ・報道発表数：5件(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数：5件(平成27年度) ・研究者数：50人(平成27年度) ・社会実証参加事業者数：5者(平成27年度)	新27-0005																				
(18)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税) (昭和42年度)	—	—	—	1	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。	—																				
(19)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税) (昭和36年度)	—	—	—	1	技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずること、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進するものである。	—																				
(20)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税) (昭和60年度)	—	—	—	1	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、地方公共団体と国とが丸となって、取り組んでいるものである。	—																				
政策の予算額・執行額		15,774百万円 (15,305百万円)	7,038百万円	6,275百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table><tr><th>施政方針演説等の名称</th><th>年月日</th><th>関係部分(抜粋)</th></tr><tr><td>(1) 科学技術イノベーション総合戦略2015</td><td>(1) 平成27年6月19日</td><td>(1) 第1部 第5期科学技術基本計画の始動に向けた3つの政策分野 第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第1章 イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組</td></tr><tr><td>(2) 第4期科学技術基本計画</td><td>(2) 平成23年8月19日</td><td>(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開</td></tr><tr><td>(3) 世界最先端IT国家創造宣言</td><td>(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)</td><td>(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化 V. 本戦略の推進体制・推進方策</td></tr><tr><td>(4) 「日本再興戦略」改訂2015</td><td>(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)</td><td>(4) 第二 3つのアクションプラン</td></tr><tr><td>(5) 知的財産推進計画2015</td><td>(5) 平成27年6月19日</td><td>(5) 第2部 重要8施策</td></tr><tr><td>(6) サイバーセキュリティ戦略</td><td>(6) 平成25年6月10日</td><td>(6) 3. 取組分野</td></tr></table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	(1) 科学技術イノベーション総合戦略2015	(1) 平成27年6月19日	(1) 第1部 第5期科学技術基本計画の始動に向けた3つの政策分野 第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第1章 イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組	(2) 第4期科学技術基本計画	(2) 平成23年8月19日	(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開	(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化 V. 本戦略の推進体制・推進方策	(4) 「日本再興戦略」改訂2015	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	(4) 第二 3つのアクションプラン	(5) 知的財産推進計画2015	(5) 平成27年6月19日	(5) 第2部 重要8施策	(6) サイバーセキュリティ戦略	(6) 平成25年6月10日	(6) 3. 取組分野
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)																									
(1) 科学技術イノベーション総合戦略2015	(1) 平成27年6月19日	(1) 第1部 第5期科学技術基本計画の始動に向けた3つの政策分野 第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第1章 イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組																									
(2) 第4期科学技術基本計画	(2) 平成23年8月19日	(2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開																									
(3) 世界最先端IT国家創造宣言	(3) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	(3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化 V. 本戦略の推進体制・推進方策																									
(4) 「日本再興戦略」改訂2015	(4) 平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	(4) 第二 3つのアクションプラン																									
(5) 知的財産推進計画2015	(5) 平成27年6月19日	(5) 第2部 重要8施策																									
(6) サイバーセキュリティ戦略	(6) 平成25年6月10日	(6) 3. 取組分野																									

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

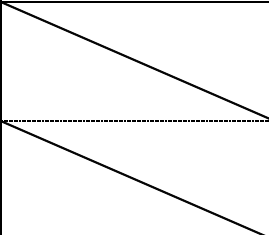
※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10:情報通信技術高度利活用の推進					担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 総合通信基盤局 消費者行政課	作成責任者名 課長 岡崎 毅	情報流通行政局 情報流通振興
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	世界最高水準の情報通信技術利活用社会の実現のため、国民生活・企業活動に必要不可欠となっているICTの高度利活用の推進により、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための基盤整備を実施する。							政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	基準年度	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)		
							26年度	27年度	
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	①	国内生産額に占めるICT産業の割合 ＜アウトカム指標＞	全産業中最大規模 (平成25年版情報通信白書)	25年度	全産業中最大規模を維持	27年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術（ICT）は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものであるため、国内生産額に占めるICT産業の割合を指標と設定。
							全産業中最大規模 (平成26年版情報通信白書)	—	【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成26年版 81.8兆円／924.0兆円 8.9% ・平成25年版 82.7兆円／918.6兆円 9.0%
	2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。	25年度	・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン※等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント	27年度	・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。	・公共データの自由な二次利用（編集・加工等）を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータガイド」の改訂に向けて検討を実施。 ・実証実験等を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・データ利活用によるビジネス事例集の策定や、データ活用人材の育成に資する研修体制のあり方に関する検討等を通じ、オープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うためのオープンデータ基盤の実現は、価値あるデータの連携による創造的新事業・新サービスの創出促進に資することから指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。 ※呼称を「オープンデータ化ガイド」から「オープンデータガイド」に変更
							・公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しについて、オープンデータ流通推進コンソーシアム及び一般社団法人オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携し検討を実施した。 ・オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータガイド」を作成・公表した。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施した。 ・実証実験でオープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施、24件のアプリケーションが開発され、優秀なものについて表彰した。また、Web開発者が自ら開発したWebサイトやスマートフォンアプリ等を通して技術、デザイン、アイデアを競い合うコンテスト（MashupAwards）において、オープンデータを活用したビジネスを広く募集し、優秀なものについて内閣官房等と連携し表彰するなど、普及・啓発を実施した。	—	

3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現 ＜アウトカム指標＞	・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。	25年度	・2014年(H26年)に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年(H28年)に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。	28年度	4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。 4Kの試験的放送を平成26年6月に124/128度CSIにおいて開始し、技術的要素について技術検証等を実施。	4Kの本放送、8Kの試験的な放送に向けた技術検証等を実施。 —	世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における試験的な放送の開始を目指すことを指標として設定。
	④ 日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施 ＜アウトプット指標＞	地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討。	25年度	実証実験を行うことにより、海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	27年度	海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 ・ASEAN諸国等13カ国における地上波テレビ等の効果的なメディアで、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信する事業を実施。(41事業) ・ASEANで展開する日本番組専門チャンネルにおいて、地域活性化に資する放送コンテンツを計125時間(程度)放送。さらに2回の再放送を実施。	引き続き、海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。 —	海外における効果的な放送を実現するための諸施策を実施することにより、我が国のコンテンツ海外展開が促進されることが期待されるため、指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。
	5 デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定 ＜アウトプット指標＞	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた検討を実施。	26年度	デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。	27年度		デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信の実現に向けた課題の整理及び検証。 —	平成26年度から「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会 幹事会 デジタルサイネージWG」において、デジタルサイネージに期待される役割等について検討し、「2020デジタルサイネージ基本方針」を取りまとめているところであり、デジタルサイネージを活用した効果的・効率的な一斉情報配信方法の確立に向けた技術要件等の策定は、ICTによる新たな産業・市場を創出することにつながるため、指標として設定。
6	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表 ＜アウトプット指標＞	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定。	25年度	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの公表・改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る情報連携に係る標準仕様の策定。	27年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを公表。 自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを、内閣官房社会保障改革担当室所管の社会保障・税番号制度共有ツール「デジタルPMO(※)」へ掲載することで公表。 ※社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール	・自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの改訂、並びに自治体からの問い合わせ対応。 ・自庁とクラウド間やクラウド間における自治体業務システムの情報連携等に係る情報連携に係る標準仕様の策定。 —	自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの策定、公表を目標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を修正。
						※社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール	—	
7	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ＜アウトプット指標＞ ※稼働率＝(サービス提供時間－障害停止時間)／サービス提供時間	いずれも99.5%以上	25年度	いずれも99.5%以上	27年度	いずれも99.5%以上 ・全省庁統一参加資格審査のためのシステム 官側：99.86% 民側：100% ・電気通信行政情報システム99.99%	いずれも99.5%以上 —	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うため、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
						—	—	

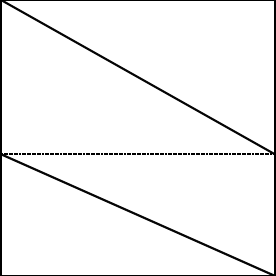
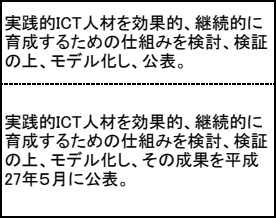
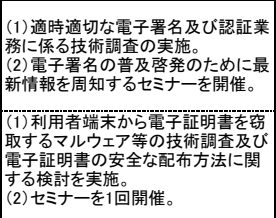
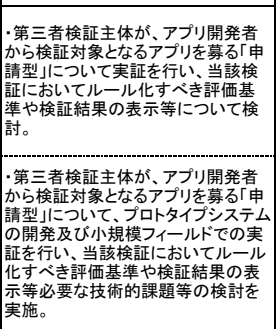
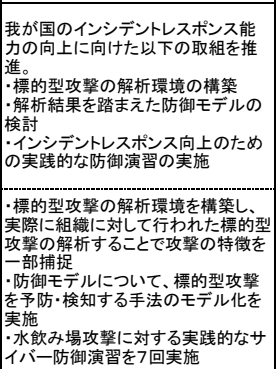
8	ICTを活用した街づくりの普及展開に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開の方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み	25年度	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ・これまでに実施した地域実証プロジェクトの成果を整理し、「ICTによる地方創生の成功事例」を策定、平成27年4月に公表。 ・ICT街づくりの普及展開のための成功モデルやプラットフォーム構築に向けた地域実証プロジェクトを5件実施し、平成27年度の目標値としていた成功モデルやプラットフォーム構築を実現。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果(成功モデル及びプラットフォーム)を基に、ICT街づくりの普及展開を推進。 —	当初、平成27年度目標としていた成功モデル及びプラットフォーム構築を前倒して実施するとともに、「ICT街づくり推進会議(第9回)」(平成27年4月6日)における議論を踏まえ、ICTスマートタウンの呼称及び目標値を修正。 【参考】 (平成26年度値)地域実証プロジェクト実施 5件 (平成25年度値)地域実証プロジェクト実施 23件 (平成24年度値)地域実証プロジェクト実施 5件
9	対象の放送番組(※1)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送(※2)時間の割合 ＜アウトカム指標＞ ※1 7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組 ※2 視覚障害者が番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービス	(1) 77% (2) 1%	20年度	(1) 100% (2) 10%	29年度	(1) 92.6% (2) 5.7% (1) (平成27年12月頃公表予定) (2) 同上	(1) 94.8% (2) 6.8% —	「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められていることから、指標として設定(ただし、年度ごとの目標値は定めていないため、年度ごとの目標値欄には、NHK(総合)及び在京キー5局が定めている拡充計画の平均値を記載)。 【参考】 (1)字幕放送 平成25年度: 92% 平成24年度: 90% 平成23年度: 87% 平成22年度: 82% (2)解説放送 平成25年度: 6% 平成24年度: 5% 平成23年度: 4% 平成22年度: 2%
10	医療・介護・健康分野におけるICTの活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立 ＜アウトプット指標＞	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施。	24年度	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立。	28年度	在宅医療・介護分野における情報連携基盤のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。 在宅医療・介護分野における情報連携のための技術文書を平成27年3月に公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムの在り方について検討を実施。	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等の検討・作成。 —	「世界最先端IT国家創造宣言 工程表(IT総合戦略本部決定)」においては、「確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う」、「地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う」、「国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る」等とされている。 医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを普及・展開することにより、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における課題の解決が図られるため、指標として設定。

ICT利活用により社会課題の
解決を推進すること

ICT利活用により社会課題の 解決を推進すること	11	教育分野におけるクラウド ※導入を促進するための 導入手法の確立と普及 ＜アウトプット指標＞ ※自分のコンピュータでデータを 加工・保存することなく、「どこか らでも、必要な時に、必要な機能 だけ」利用することができる新し いコンピュータ・ネットワークの利 用形態	クラウド等の最新の情報通信技術 を教育現場で活用するに当たり、導 入手法を検討するための調査研究 を実施。	25年度	クラウド等の最先端の情報通信技 術を活用した教育ICTシステムに関 する実証成果を踏まえて、教育分 野におけるクラウド導入・活用を促 進するための手引書を策定・公表。 実証を経た教育ICTシステムは、普 及モデルとして技術仕様を策定・公 表。	28年度	クラウド等の最先端の情報通信技術 を活用した教育ICTシステムに関す る実証成果を踏まえて、教育分野に おけるクラウド導入・活用を促進す るための手引書を策定・公表。	クラウド等の最先端の情報通信技術 を活用した教育ICTシステムの普及・ 促進のため、更なる実証及び調査研 究を踏まえ、教育分野におけるクラ ウド導入・活用を促進するための手 引書「クラウド導入ガイドブック2015」 を見直す。	教育分野におけるICTの利活用は、児童生徒の学習・授業 参加意欲等の向上につながるものであることから、普及展 開を図るため、文部科学省と連携して、クラウド等の最先端 の情報通信技術を活用した、多種多様な端末に対応した低 コストの教育ICTシステムの実証を行う。その成果を踏ま え、教育ICTシステムの普及モデルとして技術仕様を策定 するとともに、教育分野におけるクラウド導入を促進するた めの手引書を策定することから、指標として設定。
	12	(1)ICTによる地球温暖化 対策に関するITU-T※(電 気通信標準化部門)の今期 研究会期(25年度～28年 度)標準化活動における勧 告等 (2)ITU-Tの今期研究会期 (25年度～28年度)標準化 活動における我が国側から の寄書提案数 ＜アウトプット指標＞ ※基準(値)は25年度の件数、目 標(値)は25年度～28年度の合計 件数 ※ITU(国際電気通信連合)の部 門の一つで、通信分野の標準策 定を担当	(1)ITU-Tに寄書提案を行うととも に、会合等において我が国の考え 方を主張し、各国との調整等を行う ことで、我が国の意見が勧告案に 反映。 (2)7件	25年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を 実施。 (2)25件以上	28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実 施。 (2)－ (1)勧告化に向けた標準化活動とし て、ITU-T会合において、我が国の 意見を勧告案に反映させるため寄書 提案等を実施。 (2)8件	(1)勧告化に向けた標準化活動を実 施。 (2)－ －	国内におけるICT利活用による環境負荷軽減に向けた先進 的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスや ICT利活用による環境影響評価手法等について国際標準 化を図ることで、ICT利活用による環境負荷軽減の取組を 促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るた め、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があるこ とから、指標として設定。
	13	(1)テレワーク導入企業の 割合(常用雇用者100人以 上の企業) (2)全労働者数に占める週 1日以上終日在宅で就業 する雇用型在宅型テレワ ーカー数の割合 ＜アウトカム指標＞	(1)11.5% 【24年末】 (2)4.5% 【25年度】	24年度	(1)19%以上 (2)10%以上	32年度	－ (1)(平成27年9月頃公表予定) (2)3.9%	－ －	「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、雇用 形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組と してテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表 の目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導 入企業の割合及び雇用型在宅型テレワーカー数の割合を 指標として設定。 (上記を踏まえ、平成26年度からは、多様で柔軟な働き方が 可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証 等を実施。)
	14	我が国が直面する経済・社 会の様々な課題に対する ICTの果たすべき役割につ いての総合的な観点から の調査分析の実施 ＜アウトプット指標＞	情報通信政策の立案・遂行のため の調査分析を実施・公表 (ICTの経 済分析に関する調査、ビッグデータ の情報流通に関する調査等)。	25年度	適時適切な情報通信政策の立案・ 遂行のための調査分析の継続的実 施・公表。	27年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂 行のための調査分析の継続的実施・ 公表。 情報通信政策の立案・遂行のための 調査分析を実施・公表 (ICTの経済分 析に関する調査、ビッグデータの情 報流通に関する調査等)。	適時適切な情報通信政策の立案・遂 行のための調査分析の継続的実施・ 公表。 －	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会 の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析すること は、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条(統計等 の作成及び公表)において、政府が高度情報通信ネット ワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければ ならないとされていることから、指標として設定。
	15	高齢者のICTリテラシー※ 向上に資する講習会の普 及展開にむけたガイドラ イン(手引書)等を公表 ＜アウトプット指標＞ ※単なるICTの活用・操作能力 のみならず、メディアの特性を理 解する能力、メディアにおける送 り手の意図を読み解く能力、メ ディアを通じたコミュニケーション 能力までを含む概念	「ICT超高齢社会構想会議」を開催 し、コミュニケーションツールとし てのICTの有効性、ICTリテラシー向上 に係る取組等を検討。	25年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるよ うにするため、公民館等でタブレット PC等を使った講習会の実証を行 い、成果をガイドライン(手引書)等 に取りまとめ、公表。	26年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるよ うにするため、公民館等でタブレット PC等を使った講習会の実証を行い、 成果をガイドライン(手引書)等に取り まとめ、公表。 高齢者がICTの恩恵を享受できるよ うにするため、全国(11地域×3カ所) の公民館等でタブレットを使った講習 会の実証を行い、その成果を「高齢 者のICTリテラシー向上に資する講 習会に関する手引書」等に取りまと め、平成27年5月に公表。	／	「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月IT総合戦略本部 決定)において、高齢者のITリテラシーを向上させることで、 社会参加の促進や豊かな生活の実現が期待されると指摘 されているほか、「ICT超高齢社会構想会議報告書」(平成 25年5月公表)において、今後の具体的なプロジェクトとし て、高齢者が地域でICTの使い方をともに学ぶためのカリ キュラム整備等の必要性が示されていることから、指標とし て設定。

	16	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実 ＜アウトプット指標＞	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施。	25年度	・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。	27年度	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定。 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために7者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等を推進し、ガイドライン「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定。	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援。 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充。 —	・障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)において、国が取り組むべき施策分野として「情報アクセシビリティ」が掲げられ、電子書籍等ICTを活用したサービスの充実、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバイドの解消に寄与するため、指標として設定。
	17	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。	25年度	・農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。	27年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。 — ・農業の生産性向上のため、実証実験を通じて、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、実証実験を通じて、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、実証実験を通じて、舗装路面の劣化や損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術を確立。 ・実証実験の成果を内閣官房において取りまとめられた「農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン」等に反映。	農業分野等の高度化に資するICTシステムに関する技術仕様の策定、モデルの確立。 —	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定。 平成26年度までに当初目標としていた成果を上げ、平成27年度さらに取組を推進することとしたため、目標年度を変更し、目標値を追加修正。
	18	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。	25年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	27年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。 — ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームとして実装した。 ・構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施した。	・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 —	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて利活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。 なお、当初27年度の目標値としていた「構築したG空間プラットフォームを活用したG空間情報利活用サービスの実証」については、26年度前倒しで達成したため、年度ごとの目標値(27年度)を修正。 ※呼称を「G空間プラットフォームシステム」から「G空間プラットフォーム」に変更

ICT利活用のための基盤を整備すること

19	Ｌアラート(※)とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※自治体が発する地域(ローカル)の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。	G空間シティ構築事業における実証プロジェクトを実施し、G空間防災システム(※)による災害情報の迅速かつ的確な予測等を実現。 ※地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。	26年度	Ｌアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるＬアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。	27年度	 —	Ｌアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるＬアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施。	「G空間防災システム」の効果的な成果展開に向けて、ＬアラートとG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進等を図ることは、ICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。
20	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及 ＜アウトプット指標＞	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施。	25年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表。	26年度	 —	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、その成果を平成27年5月に公表。	産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、求められる人材の育成に有用な方策を探るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
21	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催 ＜アウトプット指標＞	(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。	25年度	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。	27年度	 —	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施。 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催。 (1)利用者端末から電子証明書を窃取するマルウェア等の技術調査及び電子証明書の安全な配布方法に関する検討を実施。 (2)セミナーを1回開催。	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。 (セミナー開催回数) 平成23年度：3回 平成24年度：3回 平成25年度：1回 平成26年度：1回
22	スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	・アプリにおける利用者情報の取扱いが適切かどうかについて、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー インシアティブⅡ」を取りまとめ。 ・第三者検証を推進するに当たっての諸課題を検討するタスクフォースを設置。	25年度	個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「非申請型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備。	28年度	 —	「申請型」に加え、アプリマーケットからアプリを抽出して解析を行う「非申請型」についても実証を行い、プラバリ解析の自動化・効率化や検証結果の表示等について検討。 ・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について、プロトタイプシステムの開発及び小規模フィールドでの実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等必要な技術的課題等の検討を実施。	個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いがアプリのプライバシーポリシーの記載に従ったものであるかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定。 ※「クローリング型」から「非申請型」へ呼称変更
23	サイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス※能力の向上のための取組状況 ＜アウトプット指標＞ ※ 事案への対処	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた検討を実施。	25年度	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	27年度	 —	引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取り組みを推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施 ・標的型攻撃の解析環境を構築し、実際に組織に対して行われた標的型攻撃の解析することで攻撃の特徴を一部捕捉 ・防御モデルについて、標的型攻撃を予防・検知する手法のモデル化を実施 ・水飲み場攻撃に対する実践的なサイバー防御演習を7回実施	サイバー攻撃の解析、防御モデルの検討及び実践的なサイバー防御演習の実施は、我が国におけるインシデントレスポンス能力の向上につながるため指標として設定。

24	地域活性化に資する、観光拠点及び防災拠点のWi-Fi環境 ＜アウトプット指標＞	観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiの整備を行う地方自治体等に対して補助を実施。	26年度	引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点においてWi-Fiを利用可能にする。	32年度	引き続き補助を実施し、主要な観光拠点及び防災拠点におけるWi-Fi環境の整備を推進。	「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」の最終報告(平成27年5月)において、2020年に向けて東京周辺のみならず地方にも訪日外国人を呼び込むために、国としても自治体Wi-Fi環境の整備を推進する必要がある旨が掲げられている。 国として自治体Wi-Fiの整備を推進することは、訪日外国人や住民等が広く情報・防災情報を収集・配信できる情報通信基盤の整備に資するため、指標として設定。
25	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備 ＜アウトプット指標＞	19%	25年度	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100%	30年度	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%	「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。 当該取組により、放送ネットワーク基盤の整備が促進され、災害放送としての利活用に資することとなるため、全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 (参考値) 平成26年度 30% 平成25年度 19%
26	個人番号カードを普及させるための公的個人認証サービス利活用推進の取組状況 ＜アウトプット指標＞	実証事業を行うことにより、個人番号カードの公的個人認証サービスを活用したユースケースを具体化、共通プラットフォームの有効性の検証、課題の整理等を実施。	26年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、国民生活に密着した活用事例を可視化するとともに、実現に必要なルール等の基盤を整備。	「ICT街づくり推進会議 共通ID利活用WG」における検討を踏まえ、個人番号カードを「使うメリット」と「使いやすい」の視点から国民ニーズに応えた具体的な事例を示し、ルール等の基盤を整備することが個人番号カードの普及促進に貢献し、ICT利活用のための基盤を整備することに資するため指標として設定。
27	放送・通信の連携による地域コンテンツの流通促進のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	地域経済の活性化や地域の生活環境の向上に資するような全国の各地域が保有しているコンテンツの地域内外への効果的な情報発信に関する検討を実施。	26年度	全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。	27年度	全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証等を実施。	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)においては、地域経済の活性化等のために地域のコンテンツの発信を強化することが優先的に取り組むべき事項として位置づけられているところであり、放送と通信の連携技術を活用した地域のコンテンツの流通促進に向けた取組は、ICT利活用のための基盤の整備に資するため指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	地域情報化の推進(本省) (平成20年度)	144百万円 (106百万円)	134百万円	100百万円	1	地域情報化に必要な基盤、利活用、人材などの各段階の整合性や相乗効果を考慮し、ICT利活用に関する事業を行う地域へICT有識者を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策を契機として自治体において取り組まれた地域情報化プロジェクト:1,000件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ICTマネージャーの派遣実績:400件(平成27年度)	0071
(2)	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)	83百万円 (41百万円)	73百万円	—	1.20	実践的な人材育成を目指す各機関と連携を図り、産学の知見を活用し、育成コンテンツの開発、育成ノウハウの明確化等を実施して、人材育成の取組の強化を図る。そのために、人材育成手法に関する知見やノウハウについて有識者から提供を受け、育成コンテンツの構成・内容、実践的ICT人材を効果的・継続的に育成するための仕組みを検討・検証の上、育成教材等を開発し、公表する。また、将来の実践的ICT人材育成につながる青少年へのプログラミング教育について、その現状を調査・分析し、民間教育ベンダー等によるプログラミング教育の事例の収集、課題の取りまとめ、実践的ICT人材育成につながるステップ等を検討する。 【成果指標(アウトカム)】 ・遠隔教育システム等の利用団体数:20団体(平成27年度) ・遠隔教育システムの機能を搭載したサイト内の「個人学習用教材コンテンツ」(25年6月から学習コースを順次公開)の閲覧者数(延べ人数):5,000人(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・産学で人材を育成する連携主体が協同利用可能な、共有化された育成コンテンツ:5件(平成26年度)	0072
(3)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業 (平成13年度)	119百万円 (109百万円)	107百万円	95百万円	1.16	デジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境実現のため、以下の助成を実施。 (1)「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(平成27年3月までは「独立行政法人情報通信研究機構」。)が、通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の2分の1を上限として助成を実施。 (2)高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率:70% 【活動指標(アウトプット)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成事業者数:6件(平成27年度)	0073
(4)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)	468百万円 (456百万円)	400百万円	350百万円	1.9	「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(平成27年3月までは「独立行政法人情報通信研究機構」。)が、字幕番組、解説番組、手話番組等を制作する者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成を行う(平成27年度においては、在京キー5局の字幕番組(生放送番組を除く。)は対象外、在阪準キー4局の字幕番組(生放送番組を除く。)については6分の1、それ以外については2分の1を上限とする。))。 【成果指標(アウトカム)】 ・在京キー5局における対象の放送番組に占める字幕放送時間の割合:100%(平成29年度)	0074
(5)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業 (平成25年度)	261百万円 (244百万円)	302百万円	—	1	放送コンテンツの権利料の徴収・分配まで一貫した窓口の一元化による権利処理効率化及び放送事業者と権利者団体との連携システムについて実証する。さらに、実際のデータを使って権利処理業務の効率化に係る効果測定等を行い、諸課題を検証する。 【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの二次利用の権利処理全体作業時間の削減率:対24年度比35%削減(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・権利処理窓口一元化や権利情報のデータベース共有化に関する実証実験を踏まえた権利処理システム基本設計書の策定:1件(平成26年度)	0075

(6)	全省庁の統一資格審査実施経費 (平成13年度)	136百万円 (135百万円)	141百万円	306百万円	1.7	本事業は、全省庁統一資格(物品・役務等)に係る(ア)競争契約参加者の資格に関する官報公示事務、(イ)資格審査システムによる審査等事務、(ウ)申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等に係る事務、(エ)申請者及び事務担当者からの問合せ対応業務等全省庁統一参加資格審査の実施に必要な業務を実施しているほか、調達情報の一元的提供、システムの運用監視業務等を実施している。 【成果指標(アウトカム)】 ・全省庁統一参加資格審査の円滑な業務運営(システム稼働率):99.5%以上 【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上(競争参加統一資格の登録数):7.5万件(平成27年度)	0076
(7)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)	352百万円 (345百万円)	356百万円	245百万円	1.7	電波法、電気通信事業法、放送法等に基づく無線従事者、電気通信資格者、高周波利用設備、電気通信番号、端末機器の技術基準適合、届出電気通信事業者、一般放送等に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務等を支援するための情報システムについて、国民等への便利で安心な行政サービスの提供並びに本省及び総合通信局(11か所)における円滑かつ効率的な業務遂行を可能とするため、必要な電子計算機を借用、システムの運用・保守を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・システムの安定稼働(システム稼働率):99.5%以上 ・電子計算機等借料(コスト)の削減:H18年度の執行額を100とした場合、執行額の指数20.2 【活動指標(アウトプット)】 ・システムの維持のための点検等の回数:12回(平成27年度)	0077
(8)	グリーンICT推進事業 (平成23年度)	40百万円 (39百万円)	39百万円	—	1.12	「ICT分野そのものの環境負荷軽減(Green of ICT)」と「ICTの利活用による社会経済活動の環境負荷軽減(Green by ICT)」の双方について、データセンターをはじめとするICT製品・ネットワーク・サービスのみならず、都市・国レベルにおける我が国と諸外国の関連技術の現状及び開発状況を調査し、我が国が最も優位性を発揮できる領域や評価軸を見つけ出とともに、ICTによるCO2削減のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法を確立し、国際電気通信連合(ITU)における我が国提案のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法の国際標準化を促進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国提案を反映させた勧告数:4件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ICT利活用によるCO2排出削減に向けた実証実験の成果をもとに得られたベストプラクティスや環境影響評価手法等をITU等の国際標準化機関へ寄書提案:7件(平成26年度)	0078
(9)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)	133百万円 (125百万円)	128百万円	98百万円	1.14	(1)我が国の情報通信産業における財・サービスの市場実態の変化を把握するとともに、経済社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割等総合的な観点からの調査分析を実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。 (2)情報通信ネットワークの進展による我が国経済の変化を、国民経済の枠組の中で相対的、構造的に捉え、雇用の創出等に及ぼすインパクトを計量的に分析することとして、情報通信産業連関表を作成する。等 【成果指標(アウトカム)】 ・審議会・研究会等における調査研究の成果物の活用事例数:30件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信政策のための総合的な調査研究の実施、情報通信産業連関表の作成・公表、ICT国際競争力指標の策定・公表、国際会議の開催:4件(平成27年度)	0079
(10)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)	300百万円 (245百万円)	288百万円	—	1.2	関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、オープンデータ流通環境の整備に向けた共通APIの開発・国際標準化、データの2次利用に関するルールの検討、オープンデータ化のメリット可視化等による普及・展開活動の実施を推進する。 また、本施策の成果により、IT戦略本部電子行政オープンデータ実務者会議における検討に貢献する。 【成果指標(アウトカム)】 ・i)価値あるデータの連携による創造的新事業・サービスの創出促進、ii)防災・減災関連情報や各種統計情報等、国民、産業界にとつての有益な情報の入手容易化、iii)政府の透明性の確保及びそれを通じた行政運営の効率化を目標とし、実証事業の実施や内閣官房等との連携によりi)ii)iii)を推進。(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数:5件(平成26年度)	0080
(11)	スマートプラチナ社会構築事業 (平成25年度)	—	1,720百万円	—	1,10,13,15	超高齢社会におけるICT利活用の推進方策として、生産年齢人口の減少や医療費の増大等、超高齢社会がもたらす課題の解決に貢献。 ①高品質で低廉な医療を実現するための全国数カ所での医療機関等の情報連携のモデル実証、②生活習慣病等の発症・重症化予防のためのヘルスケアポイントを用いた大規模社会実証、③多様で柔軟な働き方の確立・普及に向けた実証等、④高齢者がICTを使ってコミュニティで活動できる社会環境を実現するための実証を実施し、ICTリテラシーの向上を推進 【成果指標(アウトカム)】 ・医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの確立等(当該モデルの検証)(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数:6件(平成26年度)	0081

(12)	情報通信技術の利活用に関する調査研究 (平成16年度)	55百万円 (40百万円)	57百万円	32百万円	1,21	① ICT利活用のための情報セキュリティや新たなニーズその制度的・技術的課題に関する調査研究 ② ICT利活用のための基盤に関する調査研究 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果について、政策に反映させると同時に、特に国民が安心安全にICTを利活用するために有益と思われる情報については、ガイドラインや報告書、HPのコンテンツ等で公開(1件) ・代替指標／ガイドライン、報告書、HPコンテンツ等の公開件数:2件 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究数:4件(平成27年度)	0082
(13)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証事業 (平成24年度)	2,850百万円 (2,477百万円)	2,067百万円	—	1,8	ICTを活用した新たな街づくりの早期実現に向けて、地方公共団体や民間企業等に対する委託事業として地域実証プロジェクトを実施し、成功モデルや普及展開のためのプラットフォーム構築(推進体制の整備等)に向けた取組等を推進。 【成果指標(アウトカム)】 ・地域実証プロジェクトの実施を通じてICT街づくりの普及展開に向けた推進体制(5件)を構築 ・代替指標／構築した推進体制の数:5件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・地域実証プロジェクトの実施件数:4件(平成26年度)	0083
(14)	ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 (平成25年度)	—	599百万円	—	1,17	農業の生産性向上や社会インフラの維持管理等の社会的課題にセンサ等を用いてビッグデータ(※)・オープンデータを収集し、これらを活用して解決する仕組みや環境を構築・実証する。 ※ スマートフォンやSNS、多様なセンサー等から収集される多種多量なデータ 【成果指標(アウトカム)】 ・ビッグデータ・オープンデータの利活用推進による社会的課題の解決モデルの策定 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数:8件(平成26年度)	0084
(15)	災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業 (平成25年度)	—	1,200百万円	—	1,19	準天頂衛星等によるG空間情報を利用した避難誘導や新産業創出のための実証として、以下のものを実施。 ①波浪計のデータ等を利用した津波等の災害予測及び情報伝達に関する実証 ②都市災害時の地下街等閉鎖空間における情報伝達の実証 ③山間部や過疎地等における豪雨・洪水の迅速把握及び情報伝達の実証 ④高精度測位やビッグデータを活用したネットワークロボットに関する実証 ⑤3次元地図等を利用したバリアフリーナビの実現に関する実証 【成果指標(アウトカム)】 ・国土の強靱化及び経済の成長力の底上げを図る。(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証プロジェクトの実施件数:10件(平成26年度)	0085
(16)	我が国のICT産業の国際競争力強化に向けたグローバル展開の推進 (平成25年度)	—	700百万円	—	1	国際的にも優れた我が国のICTシステムのうち、①水をはじめとする生活資源管理システム、②医療・健康分野のICTシステム・パッケージ、③災害に強い地理空間情報活用モデルの3システムを中心に、海外における導入可能性調査、実証実験等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・実証実験を行ったシステムの相手国への導入に向けた協議等が具体化した数:7件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施件数:7件(平成26年度)	0086
(17)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業 (平成25年度)	1百万円 (0百万円)	2,096百万円	—	1,4	クールジャパン推進に向けた放送コンテンツ海外展開の促進のため、日本の放送局や番組製作会社等が、異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築、地域の活性化などを目的とした放送コンテンツを製作し、継続的に発信するためのモデル事業を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツ関連海外市場売上高:198.9億円(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(時間数):234時間(平成26年度)	0087

(18)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)	—	2,006百万円	124百万円	1	東日本大震災をはじめ、深刻な災害(地震、台風、豪雨、竜巻等)が頻発していることや、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されている事を踏まえ、公衆無線LANの整備や放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境を構築する。 (補助率:地方公共団体1/2、第三セクター等1/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率:100%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:3件(平成27年度)	0088
(19)	4K・8Kを活用した放送・通信分野の新事業支援 (平成25年度)	—	1,549百万円	—	1.3	4K・8Kを活用した次世代の放送・通信サービスの早期実現に向けて、サービスの伝送路(衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV)ごとに想定されるシステムの具体化やサービス等の検討や実証を行う。 また、医療、教育等の分野における4K・8K、スマートテレビ等の高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の推進を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8K放送を行っている事業者の数:2者(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本実証事業によって実用化された基盤技術の件数:19件(平成26年度)	0089
(20)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)	11,999百万円 (6,034百万円)	6百万円	—	—	地方公共団体等の所有する地域の地域公共ネットワークについて、防災目的に多重化を行い、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。さらに、これに準ずるような公共性の高い民間事業者所有のネットワークについても、あわせて多重化等を行うために要する経費の一部補助を実施する。 (補助率:地方公共団体1/2、第三セクター等1/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・災害時等に不可欠なコミュニケーションが切断されないような強靱なネットワークを形成すること。 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数(累計):117件(平成26年度)	0090
(21)	地域情報化の推進(地方) (平成18年度)	47百万円 (36百万円)	46百万円	37百万円	1	地域情報化に必要な基盤、利活用、人材などの、各段階の整合性や相乗効果を考慮し、ICT利活用に関する事業を行う地域へICT有識者を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策を契機として自治体において取り組まれた地域情報化プロジェクト:1,000件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・総合通信局等におけるセミナー開催数:90件(平成27年度)	0091
(22)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)	—	550百万円	450百万円	11	教育分野においてICTを利活用するにあたり、高コスト(端末等の設置・管理)のシステム、教材・学習履歴の分散保存、シームレスな学習・教育環境が未構築等の課題を解決するため、クラウドやHTML5(※)等の最先端の情報通信技術を柔軟に取り入れ、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証研究を実施。また、児童生徒の学習履歴を活用することにより、個々の進捗に応じた学習環境の実現を目指す。 ※HTML5…動画・音声等の様々なコンテンツを多様な端末において共通的に取り扱うことを可能とするウェブの記述言語。 【成果指標(アウトカム)】 ・事業成果である技術仕様に基づいたクラウド・プラットフォームの利用学校数:100校(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・教育・学習用クラウドプラットフォームの技術仕様:策定数1(平成27年度) ・クラウド導入のためのガイドラインの策定:策定数1(平成27年度)	0092
(23)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)	—	450百万円	400百万円	1.23	標的型攻撃等の巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対する防御モデルの確立に向けた以下の実証を実施。 ①標的型攻撃の解析 ②標的型攻撃の防御モデルの検討 ③実践的防御演習の実施 【成果指標(アウトカム)】 ・演習により標的型攻撃への対処能力の向上が図られた組織数:200組織(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・サイバー防御演習の開催回数:8回(平成27年度)	0093

(24)	G空間プラットフォーム構築事業（G空間プラットフォームの構築に係る実証） （平成26年度）	—	800百万円	400百万円	1,18	「G空間×ICT推進会議」報告書（平成25年6月）の提言等を踏まえ、関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、官民が保有するG空間情報を自由に組み合わせて活用できる「G空間プラットフォーム」に必要な機能を検証し、「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日 閣議決定）」に謳われている「地理空間情報の共有・提供を行う情報センター」の整備に貢献。 【成果指標（アウトカム）】 ・G空間プラットフォームに掲載されるデータセット数：1,000データセット（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・システム実装詳細仕様書、運営指針等の作成数：2件（平成27年度）	0094
(25)	G空間プラットフォーム構築事業（官民連携型共通空間基盤データベースの開発・実証） （平成26年度）	—	250百万円	100百万円	1,18	「G空間×ICT推進会議」報告書（平成25年6月）の提言等を踏まえ、関係府省及び官民による推進体制の下、民間企業等による実証実験等を実施し、官民連携による共用地図データを継続的・効率的に維持・管理するモデル（官民連携型共通空間基盤データベースの構築）を検証し新産業・新サービスが創出される社会の実現を目指す。 【成果指標（アウトカム）】 ・自治体・公益事業者によるデータベースの利用団体数：15団体（平成28年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・データベースに係るシステム実装詳細仕様書を含む報告書作成：1件（平成27年度）	0095
(26)	スマートフォン上のアプリケーションにおける利用者情報の取扱いに係る技術的検証等に係る実証実験（平成26年度事業名：パーソナルデータの適正な活用を促進するための環境整備に係る実証実験） （平成26年度）	—	130百万円	90百万円	1,22	事業者において個人情報や利用者情報をはじめとする各種情報の取得・共有・連携が適切に行われるための枠組み等の構築に向けた次の調査・実証を実施。 ①通信事業者において保有している契約者に関する情報を、複数の事業者間で適切に連携するための枠組み（トラストフレームワーク）の構築に向けた、ユースケースや技術的・制度的課題等に関する調査 ②スマートフォン上のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているか第三者が検証する仕組み構築するため、第三者検証に必要な技術的課題等を検討し、プロトタイプシステムによるフィールド実証 【成果指標（アウトカム）】 ・実証を踏まえて民間において実施されるアプリの第三者検証において、検証が実施されたアプリケーション数：1,000件（平成29年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・調査等件数：2件（平成27年度）	0096
(27)	ふるさとテレワーク推進事業 （平成26年度）	—	—	1,000百万円	1,13	地方に整備したサテライトオフィス/テレワークセンターを拠点に、都市部の企業が、人を派遣・移住させ、ふるさとテレワークの実施に必要なテレワーク環境、生活直結サービスやこれらの機能を搭載する共通基盤を構築してモデル実証をするとともに、実証事業終了後にモデルの全国展開を実施する。 【成果指標（アウトカム）】 ・週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数：全労働者数の10%以上（平成32年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・実施するプロジェクトの件数：6件（平成27年度）	0097
(28)	G空間防災システムとLアラートの連携推進事業 （平成26年度）	—	—	400百万円	1,19	「G空間シティ」の効果的な成果展開に向けて、LアラートとG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進等を図る。具体的には、Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施する。 【成果指標（アウトカム）】 ・Lアラートの運用都道府県数：47（平成32年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・実証プロジェクトの実施件数：7件（平成27年度）	0098
(29)	地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業 （平成26年度）	—	—	1,650百万円	1,4	関係省庁（総務省・経産省・外務省・観光庁）とも幅広く連携しながら、「訪日外国人観光客の増加」（いわゆる「ビジット・ジャパン」）や「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」（いわゆる「クール・ジャパン」）、「地域の活性化」、「日本食・食文化の魅力発信」等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信する事業を実施する。 【成果指標（アウトカム）】 ・放送コンテンツ関連海外市場売上高：198.9億円（平成30年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・発信された放送コンテンツの量（時間数）：416時間（平成27年度）	0099

(30)	ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 (平成26年度)	—	2百万円	498百万円	1.8	ICTを活用した街づくりの横展開に取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助。 【成果指標（アウトカム）】 ・成功モデルの自立的な横展開（成功モデルの普及展開数）：20件（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・補助事業の交付決定数：15件（平成27年度）	0100
(31)	放送・通信の連携による地域コンテンツ流通促進事業 (平成26年度)	—	—	150百万円	1.27	全国の各地域が保有しているコンテンツについて、その内外に向けて多様なメディアを通じた情報発信を可能とするため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題や運用上の課題を解決するための実証実験を行う。 【成果指標（アウトカム）】 ・技術的課題や運用上の課題の解決方策の数：16件（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・ポータルサイトを通して、新たに地域外への発信が可能となった地域コンテンツの量：500個（平成27年度）	0101
(32)	ウェブアクセシビリティに関する調査研究 (平成27年度)	—	—	25百万円	1.16	ウェブアクセシビリティに関する国内規格（JIS X 8341-3）の改定等に合わせ、同規格が求める要件を満たすための実施すべき取組項目とその手順を示す「みんなの公共サイト運用モデル」及びアクセシビリティの検証・試験を行うためのチェックツールである「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker」を改定・公表する。なお、改定にあたっては、本件の主なユーザーである地方自治体のニーズ等を調査し、その結果や有識者の知見を反映することで、より使いやすい手順書等を開発することとする。 【成果指標（アウトカム）】 ・準拠した自治体等の増加率（平成26年度を基準とする、改定版公開翌々年度以降のJISへの準拠数の増加率）：10%（平成29年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・改定版運用モデル一式及び改定版チェックツール一式：2式（平成27年度）	新27-0006
(33)	多様なクラウド環境下における情報連携基盤構築事業 (平成27年度)	—	—	30百万円	6	多様なクラウド環境下で情報連携を行う際に必要な連携方式の技術的検証等を行うことで、より多くの自治体が競争性を確保しつつ、多様なクラウド環境下においてもシームレスな情報連携を実現できるようなインターフェース仕様を確立し、自治体クラウドの取組を加速化させ、より高付加価値な住民サービスの実現を目指す。また、当事業については、APPLICに推進体制をつくり、自治体、ベンダーと連携し推進していく。 【成果指標（アウトカム）】 ・自治体における情報連携基盤の採用数：50件（平成28年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・ガイドラインの作成数：1件（平成27年度）	新27-0007
(34)	次世代医療・介護・健康ICT基盤高度化事業 (平成27年度)	—	—	470百万円	1.10	① 医療・介護・健康分野における総合的データ連携の実現：医療・介護情報や健康情報、生活情報等を総合的に連携させるプラットフォーム（デジタル基盤）の構築に関する実証 ② 医療・介護情報連携基盤の全国展開：高品質で低廉な医療を実現するため、在宅医療・介護分野を含む医療機関等のクラウド等を活用した情報連携に関する実証 ③ ICT健康モデル（予防）の確立：健康増進・予防に対するインセンティブの付与や効果的な保健事業の実施に向けた健診データ、レセプトデータ等のビッグデータ解析・連携に関する実証 【成果指標（アウトカム）】 ・改善した健康指標の数：3件（平成29年度） ・医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの確立等 【活動指標（アウトプット）】 ・実施したプロジェクトの件数：5件（平成27年度）	新27-0008
(35)	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現 (平成27年度)	—	—	150百万円	1.13	事業者・利用者の意識改革を促し、テレワーク環境の裾野を拡大するため、以下の取組を進めることで、就業者におけるワークライフバランスの確立などを実現。 (1) 企業等のテレワーク導入を促す人的サポート体制の拡充 (2) セミナー、シンポジウムの開催を通じた普及啓発活動 (3) ライフステージに応じた柔軟な働き方の確立に向けた実証 【成果指標（アウトカム）】 ・週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数：全労働者数の10%以上（平成32年度） 【活動指標（アウトプット）】 ・実施するプロジェクトの件数：2件（平成27年度）	新27-0009

(36)	オープンデータ・ビッグデータ利活用推進事業 (平成27年度)	—	—	300百万円	1,2,17	国・自治体・公益企業等が保有する公共データをオープンデータ・ビッグデータとして流通させ、オープンデータ・ビッグデータを活用した新事業・新ビジネスの創出等を推進するため、IT総合戦略本部の電子行政オープンデータ実務者会議やオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、自治体等も利用可能な情報流通連携基盤の仕様を実装したプラットフォームの構築、オープンデータガイドの精査、オープンデータ・ビッグデータを活用したビジネス創出に向けた課題の洗い出し、オープンデータ・ビッグデータ活用に係る人材育成等を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・国・地方公共団体・公益事業者等が保有する公共データに関する利活用モデルの件数:4件(平成29年度) ・利活用モデルを活用した新事業による経済波及効果(億円)の予算執行額(億円)に対する比率:5倍(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書、運用ガイドライン等の作成数:4件(平成27年度)	新27-0010
(37)	M2Mセキュリティ実証事業 (平成27年度)	—	—	150百万円	1,23	端末の処理能力やライフサイクル等のM2Mの特徴を踏まえ、省エネ・省リソースでセキュアなデータ通信を可能とし、かつM2Mシステムに必要な長期間のセキュリティ品質管理を可能とする通信プロトコル及び暗号通信技術等の情報セキュリティ技術の確立・標準化に向けた調査・実証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・3つの産業分野におけるM2Mセキュリティ技術の実装(開発対象プロトコルが実装されたM2Mサービス数):3件(累計)(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・M2Mシステムのセキュリティ技術に関する調査・実証の課題件数:4件(平成27年度)	新27-0011
(38)	公的個人認証サービス利活用推進事業 (平成27年度)	—	—	498百万円	26	平成26年6月、IT総合戦略本部において設定された「2020年を目途にマイナナンバーカードによるワンカード化・ワンストップ化を実現」という目標実現に向け、公的個人認証サービスを活用したユースケースの実証等を行う。 ①署名検証者となる通信・放送事業者が満たすべきセキュリティ条件、技術的要件の検証 ②ケーブルテレビ事業者のセットトップボックスやスマートテレビなど、個人番号カードに対応したアクセス手段の一層の多様化を図るための読み取り機能の検証・開発 ③ワンストップ化に寄与する電子私書箱機能、認証連携等の実証・検証 【成果指標(アウトカム)】 ・個人番号カード対応STB出荷台数:15万台(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:5件	新27-0012
(39)	デジタルサイネージ相互運用性検証事業 (平成27年度)	—	—	40百万円	1,5	デジタルサイネージの相互運用性を確保するとともに、テレビやスマートフォン、タブレット等の各種端末と連携した防災・交通情報等の提供、公共空間等での個々のニーズに応じた最適な情報提供を実現するため、以下の検証を行う。 ① 災害情報等の即時性が高く一斉配信が求められる情報を複数のデジタルサイネージで提供するためのデジタルサイネージシステムの相互運用性を検証し、要件等を策定 ② 各種端末との連携や防災・交通情報の提供等、個々のニーズに応じた最適な情報提供のためのデジタルサイネージシステム・各種端末間連携を技術的に検証し、要件等を策定 【成果指標(アウトカム)】 ・相互接続の実現:3件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・システム実装詳細仕様書を含む報告書作成:1件	新27-0013
(40)	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 (平成26年度)	—	0百万円	1,050百万円	1,24	訪日外国人旅行者を含む来訪者や地域住民の情報受発信の利便性向上に向け、豊かなおもてなしサービスを実現する観光関連情報や緊急時の安心・安全を確保するための災害関連情報等を確実に入手等することを可能とするため、観光や防災の拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体、第三セクターに対し、その費用の一部を補助する。 (補助率:地方公共団体1/2、第三セクター1/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・Wi-Fi整備済みの地方公共団体の割合:80(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:41(平成27年度)	新27-0014
(41)	放送ネットワーク整備支援事業 (平成26年度)	—	1百万円	429百万円	1,25	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用 (・地方公共団体 補助率1/2 ・第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率:100%(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:49件(平成27年度)	新27-0015

(42)	4K・8K等最先端技術を活用した放送・通信分野の事業支援 (平成27年度)	—	—	400百万円	3	4K・8K推進のためのロードマップの着実な推進・普及のため、国、放送事業者、機器メーカー、通信事業者等の関係者が連携して、送受信基盤技術に関する実証を行うとともに、4K・8K放送サービスの実用化のために解決すべき課題について検証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8K放送を行っている事業者の数:7者(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本実証事業によって実用化された基盤技術の件数:6件(平成27年度)	新27-0016
(43)	電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年)	—	—	—	21	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。	
(44)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	9,16	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。	
(45)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (平成2年)	—	—	—	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。	
(46)	産業競争力強化法関連税制(法人税、登録免許税) (平成26年度)	—	—	—	1	・特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能 ・事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減	
(47)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)	
(48)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税) (平成15年度)	—	—	—	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。	
(49)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除	

(50)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税) (平成10年度)	—	—	—	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除		
(51)	エンジェル税制(所得税) (平成9年度)	—	—	—	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除		
(52)	産業競争力強化法関連税制(法人事業税) (平成26年度)	—	—	—	1	特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、特定会社の株式若しくは出資の価格の低落又は債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定株式等の取得価額の100分の70以下の金額を準備金として積み立てた場合、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入することが可能		
(53)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税) (平成10年度)	—	—	—	1	中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、基準取得価額の即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人7%)。 ※ただし、旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上しているものに限る(ソフトウェアを除く)。 なお、上記設備に該当しない場合は、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については、個人又は資本金3,000万円以下の法人に限る。)		
(54)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税) (平成15年度)	—	—	—	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。		
(55)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置) (平成10年度)	—	—	—	1	(1) 1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2) 事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填		
(56)	エンジェル税制(個人住民税) (平成9年度)	—	—	—	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除		
(57)	コンテンツ海外展開等促進基金 (平成24年度)	—	—	—	4	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者：民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者：民間企業 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数	—	
政策の予算額・執行額		34,686百万円 (20,478百万円)	22,761百万円	13,366百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	第一 総論 第二 3つのアクションプラン
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑪）

政策 ^(※1) 名	政策11：放送分野における利用環境の整備					担当部局課室名	情報流通行政局　総務課　他5課室			作成責任者名	情報流通行政局　総務課長 椿　泰文
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。									分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民生活の利便性等の向上を図るため、放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化に対応し、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。						政策評価実施 予定時期	平成30年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)				
							27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	①	施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討 ＜アウトプット指標＞	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和と内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化等を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を図ることにより、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。	
							—	—	—		

総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること	2	臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施 ＜アウトプット指標＞	大規模災害の発生時において自治体迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。	26年度	機器設備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。	29年度	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)	東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したところであるが、大規模災害時において避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供のためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施について指標として設定。
							—	—	—	
我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	3	テレビ国際放送の受信環境整備状況 ＜アウトプット指標＞	放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。	26年度	引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	29年度	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。	NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】各年度の受信可能世帯数 平成26年度：約2億世帯 平成25年度：約1億9000万世帯 平成24年度：約1億6000万世帯 【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成27年度：約279.3億円(予算額) 平成26年度：約217.0億円(決算額) 平成25年度：約205.0億円(決算額)
							—	—	—	
被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	4	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備 ＜アウトプット指標＞	19%	25年度	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 100%	30年度	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 30%	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 60%	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 80%	平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、FM補完中継局の整備、送信所の移転又は予備送信所の整備を進めていくこととしており、全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。 (参考値) 平成26年度 30% 平成25年度 19%
							—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
		25年度	26年度	27年度				
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	60百万円 (58百万円)	55百万円	45百万円	1	我が国における主な放送サービスである地上テレビ放送、衛星放送及びケーブルテレビのそれぞれについては、平成24年3月末にデジタル放送への移行を完了したところであるが、20年以上続いた経済の低迷は、地域経済にも深刻な影響を与えており、地域を基盤とする放送事業者においても経営の先行きが不透明な状況が続いている。一方で、国際放送等を活用した我が国の対外発信力強化や、放送サービスの高度化への取組、災害時における放送メディアの活用等、放送に期待される役割は多様化している。このような状況において、今後も放送が基幹メディアとしての社会的役割を果たしつつ、多様な国民の要望等に応えるために、放送制度の整備や具体的な運用等の検討に資する調査・分析等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:4件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の実施:4件(平成27年度)	0102	
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)	3,398百万円 (3,398百万円)	3,956百万円	3,934百万円	3	放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送を行うことを要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。 【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:25.7時間(平成27年度) ・(テレビ国際放送)受信環境整備状況	0103	
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)	—	13百万円	3百万円	2	地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出す。 【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等):機器配備局管内の10%の自治体(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(周知・広報等含む)の実施:66回(平成27年度)	0104	
(4)	放送法 (昭和25年)	—	—	—	1	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。 当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。		
(5)	放送ネットワーク災害対策促進税制(法人税) (平成26年)	—	—	—	4	ラジオ放送事業者が災害対策のために予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)を取得した場合における取得価額の15%の特別償却 ※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。		
(6)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税) (平成26年)	—	—	—	4	(1)ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。))について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。 (2)法人住民税・事業税についても国税に準じた扱いとする。		
政策の予算額・執行額		3,457百万円 (3,455百万円)	4,021百万円	3,982百万円	政策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑫）

政策 ^(※1) 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備					担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 他3課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 吉田博史 電波部電波政策課長 田原 康生	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現するため、ICT利用環境の整備が経済活性化や国民生活の向上に資するという考え方の下、ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。						政策評価実施 予定時期	平成30年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績(値)				
						27年度	28年度	29年度		
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること	①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング ＜アウトカム指標＞	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	25年度	1位を引き続き維持	29年度	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり) :1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)
	2	公正な競争促進に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。 ・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」情報通信審議会答申。 ・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。 ・電気通信事業における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	29年度	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。	電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。

	③	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況 ＜アウトプット指標＞	・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。※2020年オリンピック・パラリンピック東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。	26年度	・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	29年度	・無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿った利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。	・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。	・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善を図る。	低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。
		4	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	
	⑤	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞	99.9% (平成26年3月末時点。平成26年度値は、平成27年9月頃公表予定。)	26年度	対前年度増	29年度	対前年度増	対前年度増	対前年度増	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率は、高速ブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度値) 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率:約99.9% 固定系超高速ブロードバンドサービス利用率:約51.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率:約42.6%
		6	超高速ブロードバンドサービスの利用率 ＜アウトカム指標＞	固定系:51.1% 移動系:42.6% (平成26年3月末時点。平成26年度値は、平成27年9月頃公表予定。)	26年度	対前年度増	29年度	対前年度増	対前年度増	

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	7	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況 ＜アウトプット指標＞	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	29年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考】 （平成26年度値） 行政指導（警告メール） 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件
						—	—	—	（平成25年度値） 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件 （平成24年度値） 行政指導（警告メール） 約5,500通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 8件		
	⑧	電気通信サービスを安心・安全に利用するための取組状況 ＜アウトプット指標＞	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。	29年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。	電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考（各年度の相談件数）】 平成26年度：（平成27年9月頃公表予定） 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件	
						—	—	—			

		9	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	29年度	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施	実証の結果を活用する延べ事業者数 8者	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定することにより、本基準を活用する事業者が出てくることは、大規模な異常トラヒックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。
		⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	29年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。
		11	市場調査を行う特定無線設備等の台数 ＜アウトプット指標＞	83台 (平成26年度値)	26年度	60台	29年度	60台	60台	60台	市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数は、通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法(対象設備、測定項目)を再考し、設定。
		12	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国(欧州等の外国)向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国(日本)で実施することを可能とする二国間の協定	208人 (平成26年度値)	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	【参考】 (平成25年度値) 市場調査機器台数:108台 ・MRA国際研修会参加者数:159人 (平成24年度値) 市場調査機器台数:127台 ・MRA国際研修会参加者数:121人 (平成23年度値) 市場調査機器台数:83台 ・MRA国際研修会参加者数:93人

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

	13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組状況 ＜アウトプット指標＞	従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。 ・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯や国境を越えたグローバルなものであることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
					—	—	—	—	—	
	14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことは、データセンターの地域分散化・活性化を実現し、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに資するため、指標として設定。なお、周知・啓発活動10件（H26～30年度の5カ年計）で150者以上に周知・啓発する予定。
							—	—	—	
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	⑮	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ＜アウトプット指標＞ ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 （なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施）	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	28年度	通信セキュリティの高度化機能の検討	通信セキュリティの高度化機能の検証		安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境を実現することになるため、指標として設定。 【参考】 平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。
							—	—		

無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	16	移動通信システム用の周波数帯域幅の確保 ＜アウトプット指標＞	約500MHz幅（携帯電話等） 約350MHz幅（無線LAN）	22年度	約2700MHz幅（全体）	32年度	国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議（WRC-15）における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。	WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。	・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。 ・対平成26年度増。	携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加は、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して設定。 【参考】 携帯電話用約740MHz幅（平成26年度値） 無線LAN用約350MHz幅（平成26年度値）
							—	—	—	
	⑰	新たな電波利用システムの実用化 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	26年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	29年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実用化は、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。 【参考】 12件（平成26年度値）
							—	—	—	
	18	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備 ＜アウトプット指標＞	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。	26年度	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備	27年度	訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施			増加する訪日観光客等により持ち込まれた端末について、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。
							—			

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	140百万円 (117百万円)	145百万円	110百万円	1,2,3	電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。 (1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 電気通信事業における電気通信番号政策に関する調査研究 (4) インターネット資源の効率的な利用に関する調査研究 (5) 情報通信基盤整備・確保の在り方に関する調査研究 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:5件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:21件(平成27年度)	0105
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)	283百万円 (268百万円)	421百万円	321百万円	7,8	電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確且つタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、インターネットサービスの実効速度計測の実証、法令等の周知を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:3件(平成27年度)	0106
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	65百万円 (53百万円)	53百万円	37百万円	10,11,12	電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している特定無線設備等の技術基準への適合性を確認する。 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しの件数:1件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う特定無線設備等の台数:60台(平成27年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:145人(平成27年度)	0107
(4)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)	1,124百万円 (1,028百万円)	749百万円	890百万円	5,6	超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域(※)において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部(1/3。離島については2/3)を補助。これにより、住民の高速インターネットサービスの利用が可能となるほか、医療・福祉・教育等の分野における利活用が可能となるもの。 ※過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪地帯。 【成果指標(アウトカム)】 ・超高速ブロードバンドサービスの利用率対前年度増(固定系):100%(平成27年度) ・超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率対前年度増:100%(平成27年度) ・固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率対前年度増:99%(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業実施件数:6件(平成27年度) ・補助事業による整備世帯数:7,787世帯(平成27年度)	0108
(5)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)	—	800百万円	—	5,6	地方公共団体が離島の超高速ブロードバンドを実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の2/3を補助する。 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用者数:4者以上(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・離島海底光ファイバ等整備事業完了団体:1団体(平成26年度)	0109

(6)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)	8百万円 (6百万円)	8百万円	9百万円	7.8	電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:400,000人(平成27年度)	0110
(7)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)	—	210百万円	100百万円	15	本事業では、実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検証課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。 【成果指標(アウトカム)】 ・策定した通信プロトコル数:1規格(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成27年度) ・運営委員会の構成員数:18人(平成27年度)	0111
(8)	無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)	—	—	30百万円	3	一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。具体的には、認証基盤の異なる複数のサービスについて、認証システム間の高度な連携が求められており、その実現に向け複数のシステムにおける連携手法に関する実証実験を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・利用手続き等の簡素化・一元化を行った無線LANの数:20,000個(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・利用手続き等の簡素化・一元化の実証を行ったシステム数:3個(平成27年度)	新27-0017
(9)	パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)	—	—	50百万円	8	電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、通信の秘密に該当する場合があるなど、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。このようなパーソナルデータについて、適切な保護を行いつつ利活用を進める上では、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要とされている。適切な管理運用体制の構築に当たっては、安全確保のための高度なデータ保存・処理技術を活用することが有用であると考えられるところ、これらの安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者における適切な管理運用体制の構築を支援する。 【成果指標(アウトカム)】 ・主要携帯電話事業者において、匿名化等の加工を施した上で移動体端末の位置情報を活用しているサービスの数:10件(平成29年度)	新27-0018
(10)	異常トラヒックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)	—	—	30百万円	9	運用管理主体の異なる複数のネットワーク間で、共有された異常トラヒックの情報を元に通信機器を自動制御することで、大規模な異常トラヒックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施する。 (1)自動遮断技術の実証 (2)異常トラヒック情報の登録権限を持つ関係者の認証に係る実証 【成果指標(アウトカム)】 ・実証の結果を活用する事業者数:10者(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異常トラヒックの情報を解析し、自動遮断を行うための基準を策定:1件(平成27年度)	新27-0019

(11)	電気通信事業法 (昭和59年)	—	—	—	1,2,3,8, 10,12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(12)	有線電気通信法 (昭和28年)	—	—	—	10	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与する。	
(13)	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	—	—	—	2	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。))は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。))は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(14)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	—	—	—	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(15)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	—	—	—	8	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(16)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	—	—	—	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(17)	電波法 (昭和25年)	—	—	—	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	
(18)	電気通信基盤充実臨時措置法 (平成3年)	—	—	—	5	高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与する。	
(19)	データセンター地域分散化促進税制(法人税) (平成22年度)	—	—	—	14	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機)を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。	
(20)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税) (平成22年度)	—	—	—	2	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造 (対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
					日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○ 安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
						平成26年6月24日 改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ④ 新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
政策の予算額・執行額	5,872百万円 (5,530百万円)	2,713百万円	1,866百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略	平成27年6月30日 改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (2) 施策の主な進捗状況 (個人情報保護法等の改正により、パーソナルデータの適正な利活用を促進) (電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立し、情報通信分野の競争等を促進) (3) 新たに講ずべき具体的施策 iv) IT利活用の更なる促進 ① 地方創生に資するIT利活用の促進 v) 未来社会を支える情報通信環境整備 ① 需要増大・新サービスの提供に向けた移動通信システム用の周波数帯の拡張の実現 ② モバイル分野の競争促進・利用環境整備 ③ 無料公衆無線LAN環境の全国整備の促進 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ③ 世界一のITS構築に向けた戦略の展開 テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ④ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 三. 国際展開戦略 (2) 施策の主な進捗状況 (対内直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化)

					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
						平成27年6月30日改定	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (2) ビッグデータ活用による新事業・サービスの促進 2. ITを活用したまち・ひと・しごとでの活性化による活力ある社会 (1) 地方創生IT利活用促進プランの促進 3. ITを活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会 (3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (1) ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
					科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしたIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム
					観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑬）

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施している。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。							政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	基準年度	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
						26年度	27年度	28年度		
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	①	重要無線通信妨害への措置率 ＜アウトプット指標＞	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%
							100%	—	—	
	②	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) ＜アウトプット指標＞	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 平成24年度実績 99%以上 平成23年度実績 99%以上
							99.9%	—	—	
	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 ＜アウトプット指標＞	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	73%以上(3カ年平均)			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%
							75.5%	—	—	
	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 ＜アウトプット指標＞	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9
							8.0	—	—	
	5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) ＜アウトプット指標＞	1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内	25年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	28年度	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。
							1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内	—	—	

	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。 【参考】 平成25年度開始事業
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型：4.2(最大5.0) 課題提案型：－(最大30.0)	25年度	課題設定型：3.5以上(最大5.0) 課題提案型：18.0以上(最大30.0)	28年度	課題設定型：3.5以上 課題提案型：18.0以上	課題設定型：3.5以上 課題提案型：18.0以上	課題設定型：3.5以上 課題提案型：18.0以上	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施予定
	10	パーソナル無線の廃止局数（特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計） ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6%
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	平成23年度実績 消防・救急無線：11.6%、 市町村防災行政無線：30.3%
	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。） ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）を指標として設定（平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。）。 【参考】 平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、測定指標である、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）の集計基準を変更したため、単純に過去の実績と比較することができない。

14		地上デジタル放送の難聴対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難聴解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難聴解消後の世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難聴対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
		AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトプット指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴）を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
9%	—						—			
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等			平成27年度行政事業 レビュー事業番号
			25年度	26年度	27年度					
(1)	電波の監視等に必要な経費 (平成5年度)		5,650百万円 (5,214百万円)	6,520百万円	6,300百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100% ※措置とは、申告を受け、確認、現地調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。			0112
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用 (平成5年度)		8,698百万円 (8,555百万円)	8,942百万円	7,349百万円	2.3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。 【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99% ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成26年度から平成28年度までの3ヶ年度平均)			0113
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)		752百万円 (618百万円)	771百万円	647百万円	4	電波が人体等に与える影響を科学的に解明し、より安心して安全に利用できる電波環境を整備するため、(1) 電波の人体への影響に関する研究(生体電磁環境研究)、(2) 電波が人体に与える影響を評価する技術の確立、(3) 電波の植込み型医療機器等への影響を防止するための調査を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外部専門家による評価において、当初の見込通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成27年度)			0114

(4)	電波再配分対策 (平成23年度)	30百万円 (13百万円)	15百万円	23百万円	10	パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めた場合、免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して給付金を支給する業務等を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エクシオが平成23年度から実施しているもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)	0115
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)	108百万円 (一)	5,298百万円	3,868百万円	11,12	150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2) 【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を実施した消防本部数:750(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数:870(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・(消防・救急無線のデジタル化)補助事業が完了した件数:13件(平成27年度) ・(市町村防災行政無線のデジタル化)補助事業が完了した件数:15件(平成27年度)	0116
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)	1,967百万円 (1,350百万円)	1,156百万円	2,301百万円	13	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。(補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口数(要望なしのエリア外人口を除く):1.7万人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):72件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):22件(平成27年度)	0117
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)	33,570百万円 (32,592百万円)	29,489百万円	30,249百万円	14	地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成26年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視聴恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視聴世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10) 【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視聴消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13局(平成27年度)	0118

(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)	3,645百万円 (2,885百万円)	2,346百万円	3,818百万円	13	高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。 (補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3) 【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル:500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(成果実績、達成度は累積):1,388(平成28年度) ・鉄道トンネル:平成23年度末時点で未整備の新幹線路線の対策区間長(成果実績、達成度は累積):881km(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:52件(平成27年度)	0119
(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)	200百万円 (176百万円)	205百万円	158百万円	6,7,8	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民のリテラシー向上を図ることを目的とし、下記施策を行う。 (1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、説明会の開催等により情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。 【成果指標(アウトカム)】 (1)総務省の相談窓口への相談件数:807件(平成28年度) (2)一般申告件数:1,900件(平成28年度) (3)周知啓発サイトへのアクセス数:20,000件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 (1)-1 電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回(平成27年度) (1)-2 電波の安全性に関する説明会の参加人数:1260(平成27年度) (2) 電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の件数:3,000件(平成27年度) (3)-1 無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数:11回(平成27年度) (3)-2 無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数:1,100人(平成27年度)	0120
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)	12,834百万円 (12,215百万円)	10,671百万円	10,395百万円	9	研究開発: 周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 技術試験事務、国際標準化連絡調整事務: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。 【成果指標(アウトカム)】 ・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点:5点満点中3.5点以上 ・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点:30点満点中18点以上 【活動指標(アウトプット)】 ・研究開発等の実施件数:60件(平成27年度)	0121

(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)	496百万円 (470百万円)	510百万円	430百万円	5	総務省設置法及び独立行政法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。 具体的には、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)において周波数標準を設定し、「おおたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。 【成果指標(アウトカム)】 ・おおたかどや山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} (平成27年度) ・はがね山送信所周波数安定度: 1.0×10^{-12} (平成27年度) ※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。	0122	
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)	—	3百万円	2,623百万円	15	ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2 【成果指標(アウトカム)】 ・AMラジオ放送に係る難聴解消地域数: 47地域(平成30年度) (全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。) 【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 27件(平成27年度)	0123	
(13)	電波法 (昭和25年度)	—	—	—	1～15	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。		
政策の予算額・執行額		71,625百万円 (67,869百万円)	69,839百万円	72,074百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6やIoTにも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P34)
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備(中短期工程表P49)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑭）

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進					担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課他5課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 佐々木 祐二	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	我が国の経済成長の促進と国際社会への貢献に資するため、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。							政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
			基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度		
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	①	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 ＜アウトプット指標＞	38回 (22年度～26年度の平均)	26年度	国際会議への参画及び2国間での意見交換の実施(38回程度)。	29年度	38回程度	38回程度	38回程度	二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を通じて、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介や諸外国と政策的協調を図ることは、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:45回 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数 ＜アウトプット指標＞	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均)	26年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	29年度	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	ICT分野における諸外国との協力関係を構築・強化し、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介することは、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:22回(政務レベル11回) 平成25年度:29回(政務レベル20回) 平成24年度:21回(政務レベル12回) 平成23年度:38回(政務レベル11回) 平成22年度:27回(政務レベル13回)
	③	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	11回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) (22年度～26年度の平均)	26年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	29年度	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国ICTの強みをアピールすることができ、我が国ICT企業の国際展開の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成26年度:セミナー19回、ミッション団5回 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回
							—	—	—	

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	4	ICT海外展開の推進の実施回数 ＜アウトプット指標＞	8回程度 (22年度～26年度の平均)	26年度	モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等 8回程度	32年度	8回程度	8回程度	8回程度	政府の経協インフラ戦略会議の方針等を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者に対して我が国ICTの強みを具体的に詳細にPRすることができ、また当該システムの構築・運営事業者と当該国との関係を構築・強化することができ、我が国ICT企業の国際展開の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。
	5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 ＜アウトプット指標＞	・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。 ・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。 ・上記提言を受け、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会へ提出(平成27年3月3日)。	26年度	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	27年度	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」(平成27年6月公布)施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目途に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。 —			株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして設立するものであり、同機構による出資や事業参画・運営支援等の支援は、我が国ICT企業の国際展開や各国の課題解決への貢献に資するため、同機構の設立を指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	150百万円 (130百万円)	182百万円	167百万円	1.2	情報通信分野における各種国際会議への出席 ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 【成果指標(アウトカム)】 ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数:3件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況:38回(平成27年度)	0124
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)	520百万円 (520百万円)	614百万円	694百万円	1	国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際機関への貢献を通じて、我が国の方針の反映及びプレゼンスを向上させる。 ・代替指標／世界のICTの発展の程度(IDI):4.8(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・ITUが開催する国際会議等の数(参考値):334回(平成27年度)	0125
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)	30百万円 (30百万円)	36百万円	38百万円	1	OECDの「デジタル経済政策委員会(CDEP)」は、インターネットの爆発的普及に伴うオンライン上のセキュリティ、消費者保護等の新たな課題やICT利活用推進、それに伴う新たな競争政策上の課題等に取り組むことが求められている。 我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業にこれまで以上に貢献するため、財政上の支援を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際機関への貢献を通じて、我が国の政策の反映およびプレゼンスの向上を図る。 ・代替指標／デジタル経済政策委員会での作業部会(通信インフラ・サービス政策作業部会)における各年度の実施プロジェクト件数(参考値):9件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数(参考値):3人(平成27年度)	0126
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)	190百万円 (188百万円)	225百万円	225百万円	1	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成やデジタル・ディバイド解消の取り組み等を支援するために拠出するものである。 【成果指標(アウトカム)】 ・国際機関に対する義務的経費の支弁及び資金の拠出を通じて我が国のプレゼンス維持・強化等を図る。 ・代替指標／ITUの世界会議へのAPTからの提案及び域内で取りまとめた文書の数(参考値):150件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数(参考値):20回(平成27年度)	0127
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)	25百万円 (25百万円)	29百万円	11百万円	2	ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見等の数:8件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクト件数(参考値):4件(平成27年度)	0128

(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)	1,021百万円 (970百万円)	943百万円	—	3.4	我が国が国際的に強みを有するICTシステム(主要通信・放送インフラシステム、ICTを組み込んだ次世代インフラシステム)の民間企業の国際展開を容易にするため、政府間において、我が国の高度ICTシステムの展開に向けたハイレベルな戦略的協調関係を構築する一方で、それぞれのシステムごとに企業の枠を越えたICT産業の国際展開方針を、地域の実情に応じたロードマップを作成し、関連調査の支援、モデルシステムの構築・運営(実証実験)、セミナーの開催等を戦略的に実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・実証実験を行ったモデルシステムの相手国への導入又は導入に向けた協議等が具体化した件数:6件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施件数:6件(平成26年度)	0129	
(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)	161百万円 (143百万円)	119百万円	92百万円	1.4	総務省情報通信英文ウェブサイト運営等による、我が国の最先端ICT技術等の情報発信を行う他、ICT政策の企画・立案、海外市場への国際展開を検討する上で必須となる諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等の情報の収集・分析および調査を行う。 また、ICT分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際法に詳しい専門家からアドバイスを受けるとともに、国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等:4件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数:5件(平成27年度)	0130	
(8)	ICT国際競争力強化パッケージ支援事業 (平成27年度)	—	—	1,145百万円	3.4	ICT産業の国際展開を推進するためには、政務の外国訪問に企業トップが同行する等の「トップセールス」を強力に実施しつつ、相手国ニーズの把握、案件の上流段階からの関与を行い、官民一体となって案件形成を行っていくことが不可欠。このため、相手国の制度構築までも視野に入れつつ、相手国規制調査、ニーズ調査事業、現地ワークショップ、相手国行政官の訪日研修等を推進しつつ、最終的にはFS(実施可能性調査)やマスタープラン策定支援によって案件組成を加速化するために、機動的で実効的な官民連携体制の下、案件形成の段階に応じたパッケージ的支援を展開する。 【成果指標(アウトカム)】 ・モデル事業等実施件数:9件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・規制・展開可能性等調査件数:20件(平成27年度)	新27-0020	
(9)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (平成27年度)	—	—	—	5	我が国の事業者に着積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等 (平成27年度)	—	—	産投出資: 20,000百万円 政府保証: 7,000百万円	5	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額		2,282百万円 (2,162百万円)	2,149百万円	2,371百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	V. 本戦略の推進体制・推進方策 4 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三. 国際展開戦略 (2) 施策の主な進捗状況 (トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施) (3) 新たに講ずべき具体的施策 ②「質の高いインフラパートナーシップ」の展開 ・JBICの機能強化等によるリスクマネーの供給倍増
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [2] 海外の成長市場との連携強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑮）

政策 ^(※1) 名	政策15:郵政民営化の確実な推進						担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 齋藤 晴加
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合（UPU）への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。								分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	利用者利便の向上を図るため、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に、かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する。国際分野においては、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図るため、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。						政策評価実施 予定時期		平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)			
			基準年度		目標年度	26年度	27年度			
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	①	郵政民営化の着実な推進 ＜アウトプット指標＞	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立	24年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便の向上に資することから、郵政民営化の着実な推進を指標として設定。また、郵政民営化の成果を国民が実感できるよう、上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進を目標として設定。	
							・日本郵便株式会社の増資の認可を行い、同社の経営基盤が強化されたことにより、郵便局における郵政三事業のユニバーサルサービスの安定的提供の確保を図った。 ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成27事業年度事業計画の認可を行い、郵政事業の確実かつ適正な実施の確保を図った。	—		
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等 ＜アウトカム指標＞	約24,000局 (郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水準の維持	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局数(国会附帯決議) ・郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成26事業年度 事業計画) 【参考】 (平成26年度値) 郵便局数 約24,000局 郵便差出箱の本数 約18万本 送達日数達成率 98.6%	
							24,470局(郵便局数)	—		
			約18万本 (郵便差出箱の本数)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		
							約18万本	—		
			月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		
							月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を実施。	—		
			98.6% (送達日数達成率)	25年度	97%以上	27年度	97%以上	97%以上		
							98.6%	—		
					87					

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入者数 ＜アウトカム指標＞	30者	25年度	郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加	27年度	信書便事業者の参入者数の増加	郵便・信書便分野における規制の合理化による増加を含めた信書便事業者の参入者数の増加	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。
							29者	—	【参考】 (平成26年度値) 新規参入者数 29者 (平成25年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 115億円
	④	信書便事業市場の規模 ＜アウトカム指標＞	約100億円	24年度	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大	27年度	信書便事業市場の拡大	郵便・信書便分野における規制の合理化による拡大を含めた信書便事業市場の拡大	(平成24年度値) 新規参入者数 27者 市場規模 106億円 (平成23年度値) 新規参入者数 30者 市場規模 91億円
							115億円	—	※郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るための法案を提出していることに伴い、これを含めた目標(値)に修正。
郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図ること	⑤	郵便・信書便制度の在り方についての検討 ＜アウトプット指標＞	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続きを簡素化することを内容とした「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出(平成27年3月31日)。	26年度	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。	27年度	「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	郵便・信書便分野における規制の合理化を図り、サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、必要な制度整備を実施。	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び情報通信審議会答申(平成26年3月中旬答申・12月第2次中間答申)を踏まえ、郵便・信書便市場の更なる活性化のための規制緩和を行う必要があることから、指標として設定。
							「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。	—	

各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	⑥	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	4回	25年度	4回以上	27年度	4回以上	4回以上	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 参画回数 5回
							5回	—	(平成25年度値) 参画回数 4回 (平成24年度値) 参画回数 0回 (平成23年度値) 参画回数 0回
	7	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数 ＜アウトプット指標＞	1か国	25年度	1か国以上	27年度	1か国以上	1か国以上	グローバルレベルでの郵便業務の改善を図るためには、郵便業務の近代化を進めようとする新興国・途上国との具体的な関係構築が必要となることから、指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 協議国数 2カ国(ミャンマー、ベトナム)
							2か国	—	(平成25年度値) 協議国数 1カ国(ミャンマー) (平成24年度値) 協議国数 0カ国 (平成23年度値) 協議国数 0カ国
万国郵便連合(UPU)における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	8	UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) ＜アウトプット指標＞	2名	25年度	2名以上	27年度	2名以上	2名以上	UPUにおいて我が国の施策を反映し、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善を図る観点から、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。 【参考】 (平成26年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 100%
							2名	—	(平成25年度値) 職員派遣数 2名 重要議案における我が国方針の達成率 95.57%
	⑨	重要議案における我が国方針の達成率 ＜アウトプット指標＞	95.57%	25年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	27年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	(平成24年度値) 職員派遣数 2名 (平成23年度値) 職員派遣数 2名
							100%	—	※指標9については、過去の重要議案における我が国方針の達成率をかんがみ、平成27年度目標値を75%から80%に修正。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度			
(1)	郵政行政における適正な監督 (平成15年度)	81百万円 (61百万円)	71百万円	52百万円	1～5	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督及び検査等を行う。また、郵便・信書便事業におけるユニバーサルサービス確保と競争環境整備のための調査、郵政事業を取り巻く地域経済の状況の調査等を行い、適切な監督の検討に資する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数): 24,000局(平成27年度) ・郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数): 180,000本(平成27年度) ・郵便物を差し出しされた日から三日以内に送達すること(送達日数達成率): 97%(平成27年度) ・信書便市場の活性化(信書便事業への新規参入者数): 30者(平成27年度) ・信書便市場の活性化(信書便事業市場の規模): 100億円(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・政策判断の基礎資料となる調査研究の実施件数: 4件(平成27年度)	0131
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集 (平成15年度)	46百万円 (42百万円)	47百万円	40百万円	6,7,9	国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、万国郵便連合(UPU)や世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)等の関係諸会合に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に係る調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により関係資料の翻訳、校閲等を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率: 80%(平成27年度) ・通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合: 100%(平成27年度) ・協力相手国との間でハイレベルの文書(覚書等)を締結した件数: 2件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数: 2件(平成27年度)	0132
(3)	国際機関への貢献 (平成15年度)	222百万円 (222百万円)	262百万円	291百万円	8,9	UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUは万国郵便連合憲章第8条に基づき、アジア＝太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU連合憲章21条及びアジア＝太平洋郵便連合憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害・環境対策の強化を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率: 80%(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・分担金の負担実施件数(UPU分担金): 1件(平成27年度) ・分担金の負担実施件数(APPU分担金): 1件(平成27年度) ・拠出金の負担実施件数(UPU拠出金): 1件(平成27年度)	0133
(4)	日本型郵便インフラシステムの海外展開事業 (平成25年度)	1百万円 (一)	119百万円	—	7	郵便の近代化・高度化について我が国との協力関係が確認できた国の一部地域(2～3都市)等を対象に、現地への日本の郵便専門家の派遣・現地郵便局員の日本への受入れによる郵便業務ノウハウの提供等を通じた郵便改革の効果・可能性調査を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・本格的な技術的支援が開始した件数: 1件(平成26年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・開発途上国等への郵便業務ノウハウ提供等を通じた郵便改善の効果・可能性を、複数回にわたる技術指導や、指導結果を踏まえた分析・検証等により実施した総合的な調査を実施: 1件(平成26年度)	0134

(5)	郵政民営化法 (平成17年)	—	—	—	1.2	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に關して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。		
(6)	郵便法 (昭和22年)	—	—	—	2.5	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。		
(7)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年)	—	—	—	3.4,5	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。		
(8)	日本郵政株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこととする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。		
(9)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	—	—	—	1.2	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。		
政策の予算額・執行額		409百万円 (384百万円)	500百万円	383百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第189回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成27年3月3日 (参議院総務委員会) 平成27年3月11日	郵政事業については、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆様に一層実感していただけるよう、日本郵政グループ三社の上場に向け、企業価値の向上を促進してまいります。また、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便役務の範囲の拡大等を行う郵便法及び信書便法の改正案を今国会に提出いたします。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑩)

政策(※1)名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名		大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬徳幸
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること									分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施するとともに、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(平成23年8月閣議決定)等を踏まえ、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれにあわせて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。					政策評価実施 予定時期		平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)				
			基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度			
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	①	戦災に関する展示会の来場者数 ＜アウトプット指標＞	1,222名 (20～25年度実績から推計)	25年度	1,200名	26年度	1,200名		戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20～25年度の実績から推計した26年度の来場者数を基準として目標値を設定)。 【参考:過去の来場者数】 平成20年度:1,084名 平成21年度:1,013名 平成22年度:1,197名 平成23年度:1,271名 平成24年度:3,117名 平成25年度:1,102名 ※24年度は、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により、戦災に関する興味・関心が高まっていたこともあり、前年度比約2.5倍という実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了。 ※26年度は、広報活動の強化(行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上。		
	②	一般戦災死没者の慰霊事業の実施 ＜アウトプット指標＞	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	26年度	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	28年度		一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施	一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)の確実な実施は、一般戦災死没者の追悼に資するものであることから、指標として設定。 【参考:過去の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成23年度:219名 平成24年度:204名 平成25年度:189名 平成26年度:195名 ※上記国費参列者数は、都道府県等の推薦によるものである。	
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③	所蔵資料の総合的な目録の作成 ＜アウトプット指標＞	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	平成26年度に策定した方針を踏まえ、所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の作成は、関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度に策定した方針を踏まえ、更に有識者にヒアリングを行い、目録に掲載する項目については、平成27年度に決定することとしたことから、同年度の目標を新たに設定したものである。	
							所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針(平成28年度までの計画)の策定				

	4	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトプット指標＞	51,308名	25年度	50,000名以上	28年度	40,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、指標として設定。 【参考：過去の来館者数】 平成23年度：59,302名 平成24年度：54,132名 平成25年度：51,308名 ※平成26年度については、目標40,000名以上に対し、常設展示のリニューアルに伴う閉館期間が予定より短かったことなどから、来館者数は44,147名となったが、平成27年度及び平成28年度については、平成25年度と同様、来館者数の目標を50,000名以上としている。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)				関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等			平成27年度行政事業レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度						
(1)	引揚者特別交付金支給事務費(昭和42年度)	6百万円 (4百万円)	6百万円	4百万円	—	—	引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)を都道府県に交付。 【活動指標(アウトプット)】 引揚者特別交付金の認定事務費等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む)の交付件数			0135
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費(昭和54年度)	180百万円 (173百万円)	159百万円	144百万円	—	—	先の大戦において、戦地・事変地に派遣され、看護婦として勤務された方々に対し、勤務期間に応じて慰労給付金(3年以上の戦地勤務期間があって、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)の支給を行っている。 【活動指標(アウトプット)】 慰労給付金の支給件数			0136
(3)	不発弾等処理交付金(昭和48年度)	57百万円 (1百万円)	113百万円	51百万円	—	—	埋没不発弾等の探査発掘を実施する地方公共団体を対象に、当該経費の2分の1を交付(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数(交付金に関する問合せ件数)			0137
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費(昭和52年度)	27百万円 (26百万円)	23百万円	7百万円	1,2	—	政府主催の全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者遺族代表参列旅費の支給及び先の大戦における一般戦災死没者の追悼に関する調査や展示会の実施。 ※戦災に関する展示会については、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を上げたことから終了。調査についても平成26年度をもって全国の追悼式、追悼施設の調査を終えたことから終了。 【活動指標(アウトプット)】 戦災に関する展示会の来場者数 ※26年度をもって終了。			0138
(5)	一般戦災総合データベース整備経費(平成15年度)	7百万円 (2百万円)	7百万円	—	—	—	一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災に関する収集資料等を電子情報化し、整理する。 ※平成27年度以降の一般戦災総合データベース整備については、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を活用し、職員自らが行うことにより対応することとしており、これにより一般戦災総合データベース整備経費は発生させない。 【活動指標(アウトプット)】 一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災に関する収集資料等を整理。			0139
(6)	平和祈念展示等経費(平成22年度)	401百万円 (398百万円)	370百万円	356百万円	3,4	—	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用を行う。 【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数:50,000人(平成27年度)			0140
(7)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年)	—	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。			
政策の予算額・執行額		679百万円 (607百万円)	678百万円	562百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
						—	—	—		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑰）

政策 ^(※1) 名		政策17: 恩給行政の推進				担当部局課室名	政策統括官（恩給担当）付 恩給企画管理官室他2室		作成責任者名		政策統括官（恩給担当）付恩給企画 管理官 小原 邦彦
政策の概要		恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を 図る。							分野【政策体系上 の位置付け】		国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】		国家のために身を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、高齢化が進んでいる受給者等に対して、より 一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施 予定時期	平成30年8月		
施策目標		測定指標 (数字に○を付した測定 指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度		
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること		①	年度末における請求未処理案件比率 (年度末における 残件数／月間平均 処理件数) ＜アウトプット指標＞	0.38か月分 (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の 平均値以下	29年度	0.38か月分以下	平成23～27年度の 平均値以下	平成24～28年度の 平均値以下	請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定 (過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成22年度:0.45か月分、平成23年度:0.41か月分、平成24年度:0.37か月分、平成25年度:0.34か月分、平成26年度:0.33か月分
								—	—	—	
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること		②	恩給相談電話混雑率 ＜アウトプット指標＞	15.4% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の 平均値以下	29年度	15.4%以下	平成23～27年度の 平均値以下	平成24～28年度の 平均値以下	恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成22年度:10.7%、平成23年度:13.6%、平成24年度:16.3%、平成25年度:15.8%、平成26年度:20.6% (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成22年度:842千人、平成23年度:770千人、平成24年度:698千人、平成25年度:630千人、平成26年度:568千人、平成27年度:508千人
								—	—	—	
		3	恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 ＜アウトカム指標＞	98.8% (平成22～26年度の平均値)	26年度	平成24～28年度の 平均値以上	29年度	98.8%以上	平成23～27年度の 平均値以上	平成24～28年度の 平均値以上	恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。 ＜過去5年間の実績値＞ 平成22年度:98.8%、平成23年度:98.7%、平成24年度:99.1%、平成25年度:99.1%、平成26年度:98.4% 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート
								—	—	—	
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等			平成27年度行政事業 レビュー事業番号
				25年度	26年度	27年度					
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)			481,796百万円 (481,227百万円)	423,708百万円	374,548百万円	1～3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ①年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数／月間平均処理件数):0.38か月分以下(平成27年度) ②恩給相談電話混雑率(不対応件数／着信件数):15.4%以下(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:508千人(平成27年度)			0141
(2)	恩給法(大正12年)			—	—	—	1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。			
政策の予算額・執行額				481,796百万円 (481,227百万円)	423,708百万円	374,548百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
								—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－⑩）

政策 ^(※1) 名	政策18:公的統計の体系的な整備・提供						担当部局課室名	統計局総務課 他9課室 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 井上 卓 政策統括官（統計基準担当）付統計 企画管理官 小森 敏也
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備するとともに、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。						政策評価実施 予定時期		平成28年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値)			
							26年度	27年度		
第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること	①	第Ⅱ期基本計画 ^(※) に基づく諸施策の推進状況	公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、国民の意見も反映しつつ第Ⅱ期基本計画に盛り込む諸施策を検討・閣議決定	25年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	27年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、平成26年度統計法施行状況報告をとりまとめるなど各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現を図ることは、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計の有用性の向上に資することから、指標として設定。 ※第Ⅱ期基本計画は、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進することを目的として、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として策定されたもの。同計画においては、統計の有用性の確保・向上を目指し、統計の体系的整備を推進するため、統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上、経済・社会の環境変化への的確な対応等の視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進することとしている。 ※目標のうち、検討・推進体制の構築は、基本的に平成26年度で終了するため、27年度目標からは削除した。	
							第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率 ＜アウトプット指標＞	96%	22年度	96%以上
		88%	—							
		基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているもののうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合 ＜アウトプット指標＞	87.5%	25年度	90%以上	27年度	90%以上	90%以上	統計委員会等からの答申において示された「今後の課題」に着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。	
							100%	—		

	2	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合 ＜アウトプット指標＞	75%	23年度	75%以上	27年度	75%以上	75%以上	統計調査員確保対策事業は、統計調査員の任用を希望する者をあらかじめ登録（登録された者を「登録調査員」という。）し、当該登録調査員に対し調査に必要な実務的な知識を付与することで、主に大規模調査（国勢調査を除く。）における統計調査員の円滑な確保を目的として実施されている。このため本事業の量的な測定指標として、当該事業に参画している都道府県及び市町村（東京都の特別区を含む。）において任用された統計調査員に占める登録調査員の割合を指標として設定（直近に経済センサス活動調査（国勢調査を除く最大規模の調査）が実施された23年度の数値を基準として目標値を設定）。
							平成27年9月頃に公表予定	—	
	3	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応、国際機関への協力等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組の一層の推進 ＜アウトプット指標＞	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施	25年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。	27年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 国際協力については、国連が策定する次期長期開発目標を測定するための指標の検討作業において、関係府省との調整を踏まえて積極的にコメントを行うなどの対応を行ったほか、アジア太平洋統計研修所におけるeラーニングの実施支援を新たに開始するなど一層の推進を図った。また、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」における検討を踏まえ、国際機関に対するデータ提供実績を関係府省間で把握できる仕組みを構築するなど情報提供の充実にも努めた。	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組を強化する。 —	我が国の公的統計の質及び国際比較性を高めるためには、国際会議等への積極的な参加を行う等の国際協力が重要であることはもちろんであるが、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることも必要である。これまで統計の国際協力の総合的な推進に資するため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し、情報共有を図ってきたところであるが、同会議の活用方法を含め、情報共有の一層の推進が必要であることから指標として設定。 また、統計の国際協力としては、国際会議等への参加のほか、統計関連事業を実施する国際機関への協力も重視していることに鑑み、「国際機関への協力」についても追記することとした。
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	④	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	99.7%	25年度	100%	27年度	100%	100%	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	5	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の公表状況 ＜アウトプット指標＞	産業連関表を作成するための基礎資料の作成・収集を行った上で、推計作業を開始	25年度	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する。	27年度	速報の公表 （平成26年12月目途） 速報の公表 （平成26年12月19日）	確報の公表 （平成27年6月目途） —	基幹統計の一つである産業連関表は、10府省庁で共管し、総務省が作成業務の総括等を担っている加工統計であり、国民経済計算の作成や経済波及効果の分析に不可欠とされる重要な統計であるため、予定しているスケジュールどおりの公表を、指標として設定。
	⑥	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査（東京都のみ実施）の世帯総数に対する回答数約53万世帯	22年度	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上（約20%以上）とする。	27年度	全国規模でオンライン回答を可能とする。また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上（約20%以上）とする。	—	統計局の大規模周期調査については、これまで既にオンライン調査を導入してきたところであるが、特に、国勢調査については、我が国のすべての世帯を対象とする全数調査であり、国勢調査におけるオンライン調査の取組実績を踏まえ、他の調査におけるオンライン調査の検討に生かしていくことから、国勢調査について目標を以下のとおり設定。 平成27年国勢調査は、全国約5100万世帯を対象とする大規模周期調査で、今回全国規模でオンライン回答を可能とする初めての試みであり、平成24年と平成25年に実施した試験調査の結果、平成24年が25%、平成25年が23%と、どちらも20%を超えていることから、目標値を約1000万世帯以上に設定。なお、平成26年度に実施した第3次試験調査においては、オンライン回答率は30%を超えたが、当該試験調査は都市部を対象としていることから、オンライン回答率は高くなる傾向があることを踏まえ、上記目標値を設定。

大規模周期調査における オンライン調査の推進	7	平成26年経済センサス - 基礎調査 のオンライン調査における回答数 ＜アウトプット指標＞	平成24年経済セン サス - 活動調査に おけるオンライン 調査（複数事業所 を有する企業のみ 実施）の対象数 約23万企業 また、そのうちオ ンライン回答を 行った企業の割合 約8%	24年度	また、前回と比較 可能な、複数事業 所を有する企業の オンライン回答割 合について、二桁 （10%）以上とす る。	26年度	オンライン調査の対象範囲 を、全国すべての事業所・企 業（約448万企業）に拡大す る。 また、前回と比較可能な、複 数事業所を有する企業のオン ライン回答割合について、二 桁（10%）以上とする。 オンライン調査の対象範囲 を、全国すべての事業所・企 業に拡大した。 また、前回と比較可能な、複 数事業所を所有する企業での オンライン回答割合は、 10.6%であり、二桁（10%） を達成した。		統計局の大規模周期調査については、これまで既にオンライン調 査を導入してきたところであるが、特に、経済センサスについて は、我が国の全産業分野における事業所・企業を対象とする全数 調査であり、経済センサスにおけるオンライン調査の取組実績を 踏まえ、他の調査におけるオンライン調査の検討に生かしていく ことから、経済センサスについて目標を以下のとおり設定。 平成26年経済センサス - 基礎調査は、全国約636万事業所（約448 万企業）（推計値）を対象とする大規模周期調査で、今回調査で 全企業にオンライン回答対象を拡大することで、全面導入を達成 する。前回、複数の事業所を有する企業を対象に実施した平成24 年経済センサス - 活動調査の結果、オンライン調査の対象企業数 に対する回答割合が約8%であったことから、今回はそれを上回 り二桁に到達することを目標値に設定。
	8	統計局所管統計について主要5紙 （朝日、読売、毎日、日経、産 経）に掲載された記事数 ＜アウトプット指標＞	864件	25年度	年間870件以上	27年度	年間870件以上 980件	年間870件以上 —	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かり やすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国 民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（平 成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
統計情報を的確に提供することにより 統計利用者の利便性の向上を 図ること	9	統計局所管統計結果について各府 省の年次報告書（白書）に掲載さ れた件数 ＜アウトプット指標＞	669件	25年度	年間670件以上	27年度	年間670件以上 470件	年間670件以上 —	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統 計調査結果のより適切な利活用の促進（即ち年次報告書掲載件数 の増加）が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績 を基準として、目標値を設定（同程度））。 【参考（実績件数）】 平成25年度：669件 平成24年度：409件 平成23年度：369件
	⑩	「政府統計の総合窓口（e- Stat）」の統計表へのアクセス件 数 ＜アウトプット指標＞	2,292万件	25年度	年間3,800万件以上	27年度	年間2,500万件以上 年間2,596万件	年間3,800万件以上 —	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることによ り、統計情報の利用の促進が見込まれ、さらに25年度から、機械 的に統計データを取得できるAPI機能の試行提供を開始し、飛躍 的に統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定 （平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以 上））。 ・平成27年度の目標値については、平成26年10月にAPI機能の本 格運用を開始したことにより、統計情報の利用の促進が見込まれ ることから見直した。
	⑪	統計局ホームページの総利用件数 ＜アウトプット指標＞	3,997万件	25年度	年間4,500万件以上	27年度	年間4,000万件以上 4,177万件	年間4,500万件以上 —	・統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることによ り、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定 （平成25年度実績を基準として、目標を設定（25年度実績以 上））。 【参考（実績件数）】 平成25年度：3,997万件 平成24年度：4,470万件 平成23年度：7,499万件 ※平成23・24年度の実績については、クローラー※等からのアク セス件数を含む。 ※クローラーとは、リンクを辿ってウェブコンテンツにアクセス し、各コンテンツの情報を自動収集するシステム。

	12	総合統計書の刊行対応率 ＜アウトプット指標＞	100%	25年度	100%	27年度	100%	100%	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため指標として設定。 年刊：8冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（9月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・社会生活統計指標－都道府県の指標－（2月） ・統計でみる都道府県のすがた（2月） ・統計でみる市区町村のすがた（6月）
達成手段 （開始年度）		予算額（執行額）（※2）			関連する 指標（※3）	達成手段の概要等			平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度					
(1)	統計調査の実施等事業（経常調査）（昭和21年度）	5,312百万円 (5,311百万円)	5,831百万円	5,742百万円	4.8～12	・国民の就業・不就業を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査（消費者物価指数）や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。労働力調査、家計調査、小売物価統計調査及び個人企業経済調査は法定受託事務として都道府県に委託、その他は民間委託により実施。 ・国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない（地方財政法第10条の四）ことから、全額を国庫で負担。 【成果指標（アウトカム）】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率：100%（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 統計調査の実施数：7調査（平成27年度）			0142
(2)	統計調査の実施等事業（周期調査）（昭和元年度以前）	9,348百万円 (8,874百万円)	9,313百万円	69,899百万円	4.6～12	・平成26年度においては、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにする経済センサス基礎調査、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする全国消費実態調査を実施した。 ・国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない（地方財政法第10条の四）ことから、全額を国庫で負担。 【成果指標（アウトカム）】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率：100%（平成27年度） 【活動指標（アウトプット）】 統計調査の実施数：1調査（平成27年度）			0143

(3)	統計体系整備事業(昭和22年度)	9,732百万円 (9,468百万円)	10,232百万円	9,932百万円	1～3.5	統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。 ・基本計画の推進による公的統計の体系的整備 ・国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 ・統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 ・産業連関表の作成 ・国連等が実施する購買力平価算出への対応 【成果指標(アウトカム)】 ①オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数:65件(平成27年度) ②事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率:95.5%(平成27年度) ③事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率:95.5%(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率:96%(平成27年度) ②基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数:49回(平成27年度)	0144
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業(昭和45年度)	239百万円 (239百万円)	273百万円	304百万円	3	SIAPは、国際連合で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、130か国・地域の約1万4,700人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「ESCAP」という。)加盟国・準加盟国からの分担金、講師派遣等の現金・現物寄与、国連食糧農業機関等の国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。 【成果指標(アウトカム)】 ESCAP域内各国における国民経済計算(SNA)の新しい国際基準(我が国も策定に関与)の採用国・地域数:58ESCAP域内国(地域)数(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 SIAPにおける各研修コースは、主にESCAP域内各国からの分担金や現物寄与、国連人口基金等の国際機関からの支援により実施されているものであるが、定量的な活動指標として、SIAP全体における研修生数の実績を記載:950研修生数(平成27年度)	0145
(5)	統計調査等業務の最適化事業(平成18年度)	725百万円 (728百万円)	1,025百万円	1,206百万円	10,11	従来、各府省等が個々に開発・運用していた統計関係システムについて、一元化した「政府統計共同利用システム」を構築、運用することにより、①各府省等が実施した統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供、②セキュリティ対策が十分確保されたオンライン調査システムの国民等への提供、③事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の各府省等への提供など、ITを活用した業務・システム改革を実現するとともに、併せて統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、これまでの取組成果を活用し、政府統計共同利用システムサブシステムe-StatでのAPI機能や小地域に特化した統計GIS機能(jSTAT MAP)を提供・改良するとともに、提供する統計データの拡大や先進化等、統計におけるオープンデータの高度化を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表へのアクセス件数:3,800万件以上(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表提供数:63万表(平成27年度)	0146
(6)	統計法(平成19年)	—	—	—	1～12	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					公的統計の整備に関する基本的な計画	平成26年3月25日	※全般的に関係
					経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 3. 公的部門改革の推進 (1)行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 ①行政のIT化と業務改革 IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監(政府CIO)を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータの推進等の取組を進める。
					経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第1章 現下の日本経済の課題と基本的方向性 1. 日本経済の現状と課題 [2]今後の課題 (1)経済再生に向けた取組 (2)潜在的な成長力の強化 国内外の新たな市場を開拓し、潜在的な需要を獲得するため、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化、ロボットや人工知能、ビッグデータやオープンデータの活用等の取組の加速や、経済連携の強化等を通じたグローバル化への積極的な対応等に取り組んでいく。
政策の予算額・執行額	25,365百万円 (24,628百万円)	26,223百万円	87,083百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略	平成26年6月24日 改訂(平成27年6月30日改訂)	【本文(オープンデータ及びデータサイエンス)】 E.世界最高水準のIT社会の実現 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ⑦オープンデータの利活用 オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユースケース集である「オープンデータ100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目途に、地方自治体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝達する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能なMOOC講義(Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンス力の高い人材育成を推進する。加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とするLOD(Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業並びに大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。 【工程表(オープンデータ)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現②」 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 【2013年度～2015年度初め】 ・公的統計データにおけるオープンデータの高度化(API機能・統計GIS機能のサービス提供)(2014年10月) 【2015年度～】 ・API機能及び統計GIS機能の改善及び対象データの拡充 ・オープンデータのモデル事業の実施 【2016年度～】 ・LOD等のデータ提供の実施、手引書の策定 【工程表(データサイエンス)】 4. 世界最高水準のIT社会の実現 中短期工程表「世界最高水準のIT社会の実現⑦」 産業競争力の源泉となるIT人材の育成確保 【2013年度～2015年度初め】 ・「データサイエンス・オンライン講座」の開設(2014年12月) 【2015年度】 ・オープンデータ利活用人材育成のための学習機会の充実に向けた検討 【2016年度～】 ・データサイエンスに関する学習機会の更なる充実

						【本文(オープンデータ)】 III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 各府省庁が公開するデータの構造等の標準化等については、既存のガイドラインの周知徹底等に取り組むこととし、関連して、各府省Webサイトにおいて、データの組み合わせや横断の利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築、各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースにおけるAPI 機能の整備やAPI の総合カタログを提供する。 【本文(データサイエンス)】 IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (2) 日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出 このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、IoT、データサイエンス等、常に世界最先端の技術や知識の習得を積極的に支援する学習環境を整備する。 【工程表(オープンデータ)】 1. IT利用の深化により未来に向けて成長する社会 (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 ○オープンデータの公開の促進 【短期(2015 年度～2016 年度)】 ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2015 年度に統計情報データベースのデータを拡充するとともに、オープンデータの先進化(LOD でのデータ提供)のため、地方公共団体と連携したオープンデータモデル事業を実施する。オンライン調査システムに関し2015 年度にスマートフォン等への対応に着手する。 【中期(2017 年度～2018 年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、オンライン調査システムに関し、スマートフォン等に対応できるようにする。 【長期(2019 年度～2021 年度)】 ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。 【工程表(データサイエンス)】 5.利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 (1) 人材育成・教育 ②日本の IT 社会をリードし、世界にも通用するIT 人材の創出 【短期(2015 年度)】 ○創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備 ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。 【中期(2016 年度～2018 年度)】 ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。 【長期(2019 年度～2021 年度)】 ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。
--	--	--	--	--	--	---

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「ー」となることがある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成27年度実施政策）

（総務省27－①9）

政策 ^(※1) 名	政策19:消防防災体制の充実強化						担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等	作成責任者名	消防庁総務課長 山口英樹
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このため、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。								政策評価実施予定時期	平成29年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績(値)				
			基準年度		目標年度	27年度	28年度			
緊急消防援助隊の機能を強化すること	①	緊急消防援助隊の登録隊数 ＜アウトカム指標＞	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	26年度	6,000隊	30年度	5,100隊以上	5,400隊以上	平成26年3月に策定した、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、平成30年度末までに6,000隊規模とされていることから、指標として設定。年度ごとの目標値は、各年における増隊数を平準化して設定。	
						—	—	【参考】 4,694隊(平成26年4月1日現在) 4,594隊(平成25年4月1日現在)		
	2	消防救急無線のデジタル化整備済率 ＜アウトカム指標＞	63.3% (平成27年4月1日現在)	26年度	100%	28年度	100%		消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。	
							—	—	【参考】 30.9%(平成26年3月31日現在) 14.2%(平成25年3月31日現在)	
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	③	消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) ＜アウトカム指標＞	35ブロック (平成27年3月31日現在)	26年度	実現ブロック数(累計値)の増加	28年度	実現ブロック数(累計値)の増加		消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	
							—	—	【参考】 27ブロック(平成26年3月31日現在) 18ブロック(平成25年3月31日現在)	
	4	耐震性貯水槽の整備数(累計値) ＜アウトカム指標＞	100,085基 (平成26年4月1日現在)	26年度	整備数(累計値)の増加	28年度	整備数(累計値)の増加		大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。	
							—	—	【参考】 96,457基(平成25年4月1日現在) 94,959基(平成24年4月1日現在)	
	5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)		救急業務は常備消防の重要な業務の1つであるところ、改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定(消防庁では、各都道府県の実施状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の把握・紹介などにより、上記実施基準のフォローアップに取り組むなど、選定困難事案の解消を図っている。)。 【参考】 (平成24年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (平成23年中) 重症以上傷病者搬送事案 3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.7% 小児傷病者搬送事案 3.1% 救命救急センター等搬送事案 4.0%	
							—	—		
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)			
							—	—		
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)			
							—	—		
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	26年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	28年度	事案の割合の減少 (対前年度減)			
							—	—		

	6	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率 (救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	26年度	応急手当実施率 の向上 (対前年度増)	28年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)		救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。	
	7	国際消防救助隊の実戦的訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間205人	26年度	年間200人	28年度	年間200人	年間200人	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることから、指標として設定。	
							—	—	3か年を1サイクルとして、1サイクル(平成26年度～平成28年度)で全ての国際消防救助登録隊員(599人)を訓練・研修等に参加させることを目標として設定。	
							—	—	【参考】 227人(平成25年中) 188人(平成24年中)	
消防団等地域防災力を強化すること	⑧	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)		消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。	
		女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	21,684人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)		【参考】 (平成25年4月1日現在) 消防団員数 868,872人 女性消防団員数 20,785人 学生消防団員数 2,417人 (平成24年4月1日現在) 消防団員数 874,193人 女性消防団員数 20,109人 学生消防団員数 2,335人	
							—	—		
		学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	2,725人 (平成26年4月1日現在)	26年度	団員数の増加 (対前年度増)	28年度	団員数の増加 (対前年度増)		—	—
							—	—		
		9	自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	80.0% (平成26年4月1日現在)	26年度	カバー率の増加 (対前年度増)	28年度	カバー率の増加 (対前年度増)		自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。
	—							—	【参考】 77.9%(平成25年4月1日現在) 77.4%(平成24年4月1日現在)	
	10	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	26年度	耐震化率の増加 (対前年度増)	28年度	耐震化率の増加 (対前年度増)		公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。	
							—	—		【参考】 82.6%(平成25年3月31日現在) 79.3%(平成24年3月31日現在)

Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	26年度	100%	28年度	100%	国の交付金の活用や市町村の自発的な整備の促進により、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備すること は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。
							—	— 【参考】 78.1%(平成25年5月現在) 69.9%(平成24年6月現在)
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	26年度	整備率の増加 (対前年度増)	28年度	整備率の増加 (対前年度増)	市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものの。
							—	— 【参考】 78.3%(平成25年3月31日現在) 76.6%(平成24年3月31日現在)
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472円	26年度	削減額の増加 (対前年度増)	28年度	削減額の増加 (対前年度増)	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから、指標として設定。
							—	— 【参考】 56,102千円(平成25年度) 65,124千円(平成24年度)
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	26年度	訓練の実施 (基準年度程度)	28年度	訓練の実施 (基準年度程度)	消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
							—	— 【参考】 57回(平成25年度) 50回(平成24年度)
火災予防対策を推進すること	15	住宅火災死者数(放火自殺者等を除く。) ＜アウトカム指標＞	997人 (平成25年中)	26年度	610人以下	28年度	610人以下	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。目標値については、平成19年度消防庁重点施策で、「過去最悪となった住宅火災死者数(1,220人・平成17年)を今後10年間で半減させることを目標とし、既存住宅への住宅用火災警報器の設置の促進、防災品(カーテン、寝具類、衣類等)の使用拡大に向けた取組みを集中的に実施する」とされている。
							—	— 【参考】 1,016人(平成24年中) 1,070人(平成23年中)
	⑯	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	26年度	設置率の増加 (対前年度増)	28年度	設置率の増加 (対前年度増)	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							—	— 【参考】 79.8%(平成25年6月推計値) 77.5%(平成24年6月推計値) ※平成26年度から調査方法等を変更しているため、平成25年度以前の数値と平成26年度以降の数値は連続したものではない。
危険物事故対策を推進すること	17	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	571件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
							—	— 【参考】 557件(平成21年～平成25年の平均) 556件(平成20年～平成24年の平均)

コンビナート災害対策等を推進すること		18	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	235件 (平成22年～平成26年の平均)	26年度	件数の減少 (対前回比減)	28年度	件数の減少 (対前回比減)		石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 220件(平成21年～平成25年の平均) 215件(平成20年～平成24年の平均)
								—	—	
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること		19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	18件	26年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)	28年度	研究開発事業の実施 (基準年度程度)		災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。 【参考】 22件(平成25年) 25件(平成24年)
								—	—	
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額) (※2)			関連する指標(※3)	達成手段の概要等		平成27年度行政事業レビュー事業番号
				25年度	26年度	27年度				
(1)	緊急消防援助隊の機能強化(平成16年度)			18,880百万円 (17,909百万円)	9,634百万円	7,289百万円	1,2	国家的非常災害への対応力を高めるため、第三期基本計画(平成26～30年度)に基づき部隊規模を6000隊に大幅増隊する。また、国庫補助事業等により必要な車両資機材の整備を促進し、緊急消防援助隊の充実強化及び即応体制の強化を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第三期計画(H26-30)): 6,000隊(平成30年度) ・消防救急無線のデジタル化整備済消防本部数: 750本部(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数: 178台(平成27年度) ・補助金交付消防本部数: 4団体(平成27年度)		0147
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化(昭和28年度)			5,436百万円 (4,948百万円)	2,701百万円	2,519百万円	3～7	消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽の整備等への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数: 47都道府県(平成28年度) ・国際消防援助隊の実践的訓練の参加隊員数 ・消防職員・消防団員の訓練参加人数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金の交付件数: 275件(平成27年度) ・アドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数: 10件(平成27年度) ・実施基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数: 47回(平成27年度) ・国際消防援助隊の実践的訓練の回数: 4回(平成27年度) ・消防職員・消防団員の訓練の回数: 30回(平成27年度)		0148
(3)	消防団等地域防災力の強化(平成20年度)			4,233百万円 (3,956百万円)	3,625百万円	2,149百万円	8～10	入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団充実強化アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会、全国消防操法大会の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰等を実施するとともに、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、消防団車両及び資機材を無償で貸し付け、訓練を実施することにより、消防団員の災害対応能力の向上を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・消防団員数: 864,348人(平成27年度) ・女性消防団員数: 21,685人(平成27年度) ・学生消防団員数: 2,726人(平成27年度) ・自主防災組織の活動カバー率: 80.1%(平成27年度) ・津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等): 655団体(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数: 495団体(平成27年度) ・消防団員確保アドバイザーの派遣回数: 26回(平成27年度) ・災害伝承10年プロジェクトの実施回数: 55回(平成27年度)		0149
						105				

(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化(平成21年度)	3,554百万円 (2,963百万円)	1,180百万円	307百万円	11,12	対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報等の国民保護情報や、津波警報、緊急地震速報等の気象情報等について、迅速かつ確実に住民に伝達するため、地方公共団体に対して、Jアラートの全国的な整備を促進するために必要な経費について交付金を交付するとともに、その後もJアラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・Jアラート受信機の整備団体数 ・Jアラート自動起動機等の整備団体数: 1,741団体(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金交付決定数: 0件	0150
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保(平成24年度)	825百万円 (775百万円)	994百万円	735百万円	13,14	消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・情報システムの最適化による運用経費の削減額の目標値に対する達成度: 217百万円(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・一元化後のシステム数の維持(18システム): 100%(平成27年度) ・消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 ・災害対応の実施回数: 66回(平成27年度)	0151
(6)	火災予防対策の推進(平成20年度)	351百万円 (277百万円)	104百万円	89百万円	15,16	住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策等を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効率的かつ効果的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 ・住宅火災死者数: 0人 ・住宅用火災警報器設置率: 100% ・特定違反是正対象物数 【活動指標(アウトプット)】 ・住宅防火防災シンポジウム開催回数: 2回(平成27年度) ・違反是正アドバイザー: 44回(平成27年度)	0152
(7)	危険物事故防止対策の推進(平成20年度)	91百万円 (69百万円)	114百万円	89百万円	17	危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・危険物施設に係る事故件数(過去5年間平均): 570件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数: 20回(平成27年度) ・調査研究等の実施件数: 1件(平成27年度)	0153
(8)	コンビナート災害対策等の推進(平成20年度)	39百万円 (19百万円)	36百万円	29百万円	18	石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数(過去5年間平均、ただし地震に起因する事故は含まない) 【活動指標(アウトプット)】 ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数: 4回(平成27年度)	0154
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費(平成23年度)	1,039百万円 (971百万円)	352百万円	293百万円	19	消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材等の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・実施した研究開発事業: 14件(平成27年度) ・消防庁長官調査の実施件数: 2件(平成27年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数: 110件(平成27年度)	0155

(10)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	—	—	—	1～19	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。			
政策の予算額・執行額		46,282百万円 (41,164百万円)	28,374百万円	18,171百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)防災・減災の取組を推進(する)(後略)。女性や若者の加入促進を図りつつ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。	
						第189回国会総務大臣所信	平成27年3月3日	昨年は、広島での大規模な土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震などの自然災害が発生しました。これらの災害の教訓を踏まえ、将来発生が予測される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進、土砂災害・噴火災害対策の推進などを進めてまいります。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。